

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月9日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円） 4兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

以下、上記ファンドを総称して、「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、各ファンドをそれぞれ「ブラジルリアル」、「南アランド」、「中国元」、「豪ドル」、「円」と略称でいうことがあります。（略称に「コース」と付加する場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド4兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「NW債レ」、「NW債ラ」、「NW債元」、「NW債豪」、「NW債円」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます

す。

(5) 【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.85%(税抜き3.5%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2020年7月10日から2021年1月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金8,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

(ブラジルリアル) / (南アランド) / (中国元) / (豪ドル) / (円)

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

(ブラジルリアル) / (南アランド) / (中国元) / (豪ドル)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	---------	---

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

（ブラジルレアル）／（南アランド）／（中国元）／（豪ドル）／（円）

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

（ブラジルレアル）／（南アランド）／（中国元）／（豪ドル）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年10月30日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

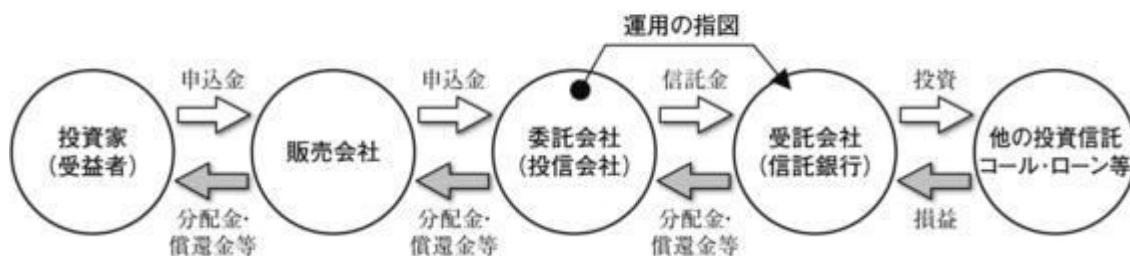
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社^{*}に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

^{*}日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2020年4月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

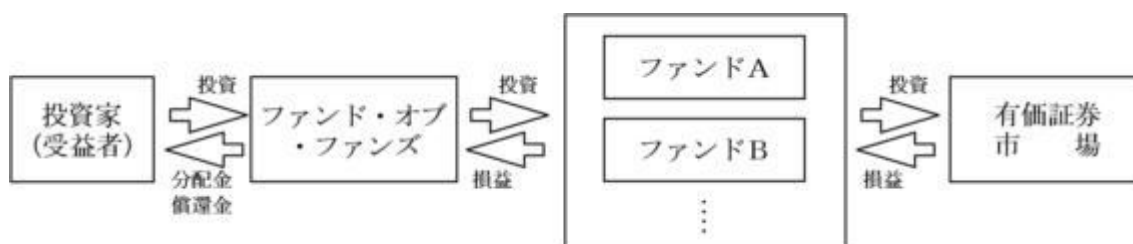
(2020年4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

(イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラ

ス)」は、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。したがって、ブラジルレアル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

(ハ)「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ニ)原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルレアルクラス)」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

(ホ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ)主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルレアルクラス)

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

(イ)主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ)「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)」は、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。したがって、南アフリカランド建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

(ハ)「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ニ)原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

(ホ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ)主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
- ・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」は、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。したがって、中国元建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a . エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b . マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
- ・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」は、原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。したがって、豪ドル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a . エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
------	-------------------------------

主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
- ・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)」は、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

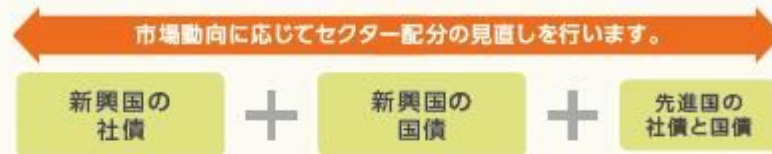
運用会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色

1 世界的な経済構造の変化から恩恵を受ける企業や国が発行する債券に投資し、金利収入と値上がり益を追求します。

- 保有する債券の平均格付けは原則、投資適格（BBB-格以上）を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB-格を下回ることがあります。



- 主に米ドル建てで発行されている新興国の社債と国債に投資します。また、新興国の社債には、政府出資企業が発行する債券も含まれます。
- 新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

2 5つのコースからお選びいただけます。各コースはスイッチングが可能です。

- 各コースでは、表示された通貨建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。各通貨の長期的な上昇を狙うとともに、金利の高い通貨の場合には、米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益（為替取引によるプレミアム）を享受することができます。金利の低い通貨の場合には、金利差がマイナスとなり、為替取引によるコストとなる場合があります。円コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。（後記「為替取引によるプレミアム/コストのイメージ」をご覧ください。）



▶ **スイッチングについて** 販売会社によっては、以下の各コース間でスイッチングが可能です。

SMBC・日興
ニューワールド債券ファンド

ブラジルレアル

南アランド

中国元

豪ドル

円

スイッチングが可能です

🎓 **スイッチングとは**
保有しているファンドの換金による手取額をもって、他のファンドを買い付けることをいいます。

※スイッチングを行う場合には、換金するファンドと買い付けるファンドを同時にお申し込みください。
※詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

3 毎月決算を行い、安定した分配を目指します。

- 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に、分配方針に基づき分配を目指します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

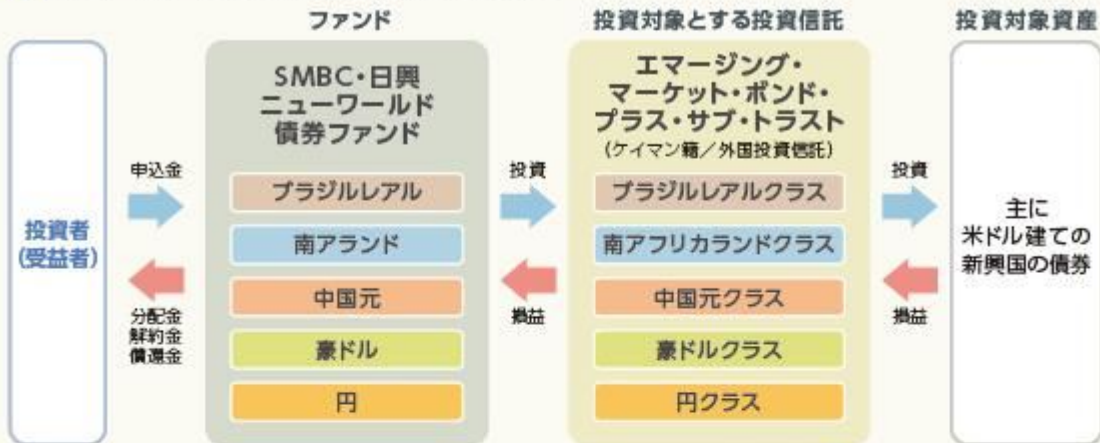
(注1)「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

(注2)上の図は分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※当ファンドは外国投資信託のほかに、国内の短期公社債等を投資対象とするマネープール・マザーファンドにも投資しますが、上記外国投資信託の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての新興国の債券となります。

※外国投資信託は、新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

ファンド	為替の売買方法	実質投資対象通貨	ファンドの狙い*
ブラジルレアル	米ドル売り ブラジルレアル買い	ブラジルレアル	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得 ブラジルレアルと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得 ブラジルレアルの対円での為替差益の獲得
南アランド	米ドル売り 南アフリカランド買い	南アフリカランド	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得 南アフリカランドと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得 南アフリカランドの対円での為替差益の獲得
中国元	米ドル売り 中国元買い	中国元	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得 中国元と米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得 中国元の対円での為替差益の獲得
豪ドル	米ドル売り 豪ドル買い	豪ドル	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得 豪ドルと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得 豪ドルの対円での為替差益の獲得
円	米ドル売り 円買い	円	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得 為替変動リスクの低減

*市況動向等によっては、ファンドの狙いの通りにならない場合があります。詳細およびファンドのリスクについては、後記「ファンドにおける3つの収益源」および「投資リスク 基準価額の変動要因」をご参照ください。

為替取引によるプレミアム／コストのイメージ

*為替取引によるプレミアムとは？

為替取引を行った結果、付随的に得られる収益(2通貨間の短期金利差)



※上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

▶変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム／コスト」の水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあるれば、縮小することもあります。また、短期金利が逆転すると、「為替取引によるプレミアム」が「為替取引によるコスト」となる場合があります。

円コースを除く各コースは投資対象の債券からの収益の他に、為替取引によるプレミアム*(米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益)の獲得を追求します。ただし、この為替取引により各コースの通貨建て資産を所有するのと同様の為替変動の影響を受けます。

円コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。ただし、為替ヘッジコストが発生する場合があります。

各コース通貨と米ドルの短期金利差の推移
(為替取引によるプレミアム／コストのイメージ)
(2009年10月末～2020年4月末)



(注1) 債券部分の利回りは、投資対象とする外国投資信託の2020年4月末現在の最終利回り。

(注2) 各コース通貨と米ドルの短期金利差は、ブラジルレアルはブラジルレアル預日物銀行間預金金利先物、南アフリカランドはヨハネスブルグ・インターバンク・アグリド・レート(1ヵ月)、中国元はインターバンク・レポレート(1ヵ月)、豪ドルはバンク・ビル・スワップ・レート(1ヵ月)、円は1ヵ月LIBORから米ドルの1ヵ月LIBORを控除して算出。

(注3) 実際的为替取引によるプレミアム／コストは、需給要因等の変動により、上記の各コース通貨と米ドルの短期金利差から乖離する場合があります。

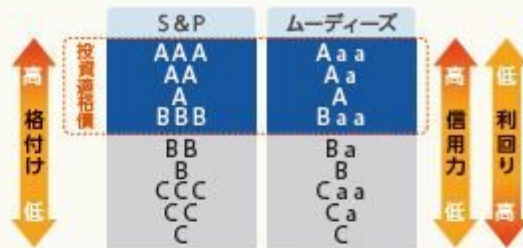
(出所) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドにおける3つの収益源

A ■ 投資対象資産（債券）の価格変動

米ドル建ての新興国の債券等を実質的な主要投資対象として、利子収入の確保と価格変動による値上がり利益の獲得を目指します。ただし、投資対象とする新興国の債券等からの利子収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。一般的に、格付けが低い債券は、元本および利子の支払いが予定通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、格付けが高い債券と比較して、相対的に高い利回りで取引されます。



※上記は、格付けおよび利回りについてのイメージ図です。

(注1) 格付けとは、債券の元本および利子の支払いの確実性の度合いを、S&Pやムーディーズといった格付機関が評価したもので、格付けが高い債券ほど信用力が高くなります。

(注2) 格付記号は長期債務格付け。

B ■ 為替取引によるプレミアム／コスト

ブラジルリアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、米ドルより取引対象通貨の短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。逆に、米ドルより取引対象通貨の短期金利が低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。取引対象通貨によっては、直物為替先渡取引（NDF）で為替取引を行うことがあります。NDFを用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

※NDFとはノン・デリバブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます（差金決済）。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済することが難しい場合等に利用されます。

▶ ご参考

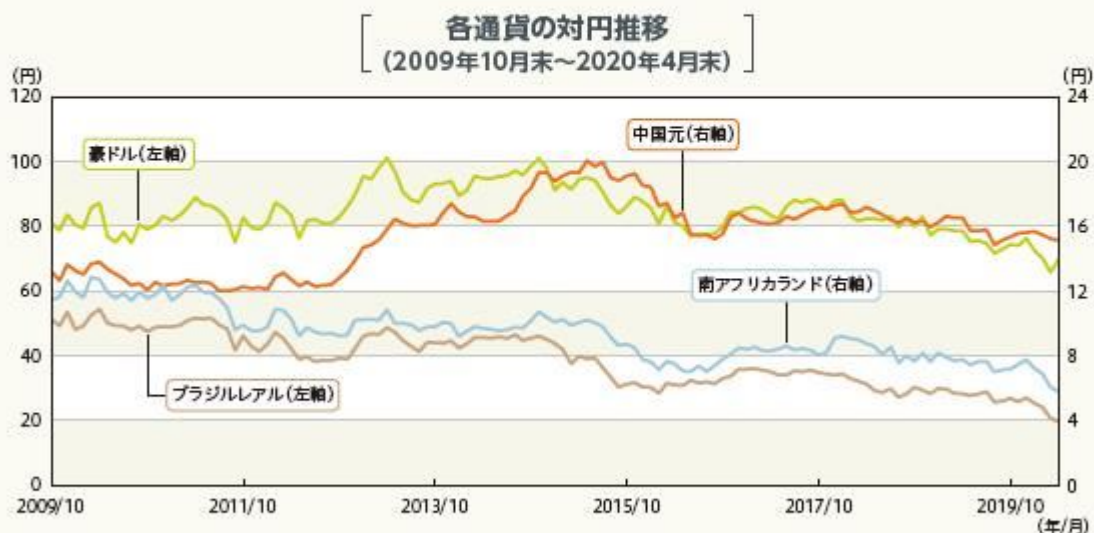
円コースは、米ドルより円の短期金利が低い場合、為替ヘッジコストが発生します。逆に、米ドルより円の短期金利が高い場合、為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。

C ■ 為替差益／差損

ブラジルリアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、取引対象通貨の対円レートが上昇（円安）した場合、為替差益を得ることができます。逆に、取引対象通貨の対円レートが下落（円高）した場合、為替差損が発生します。

▶ ご参考

円コースは、為替変動リスクの低減が期待できます。ただし、米ドルの為替変動リスクを完全に回避することはできません。

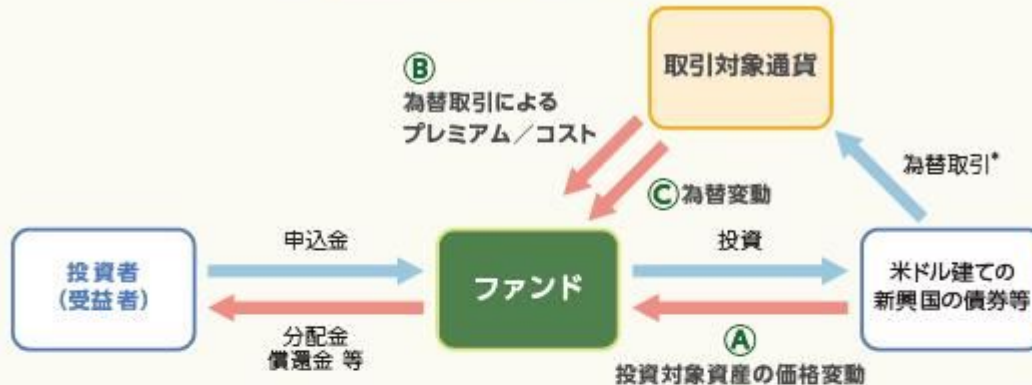


※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

■通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。

[通貨選択型ファンドのイメージ図]



※上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。

実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。

*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

■通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉		=	投資対象資産(債券)の 価格変動	+	為替取引による プレミアム/コスト	+	為替差益/差損
ブラジルリアルコース 南アランドコース 中国元コース 豪ドルコース	収益を得られる ケース 損失や コストが 発生する ケース		投資対象資産の 値上がり等 投資対象資産の 値下がり等		プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の 短期金利 > 米ドルの 短期金利 コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の 短期金利 < 米ドルの 短期金利		為替差益の発生 取引対象通貨に対して 円安 為替差損の発生 取引対象通貨に対して 円高

▶ご参考

収益の源泉		=	投資対象資産(債券)の 価格変動	+	為替取引による プレミアム/コスト	+	為替差益/差損
円コース	収益を得られる ケース 損失や コストが 発生する ケース		投資対象資産の 値上がり等 投資対象資産の 値下がり等		プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 円の 短期金利 > 米ドルの 短期金利 コスト(金利差相当分の費用)の発生 円の 短期金利 < 米ドルの 短期金利		—(*)

*円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

▶ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントについて

- ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2020年3月末現在、グループ全体で約1兆6,659億米ドル(約179兆8,390億円、1米ドル=107.96円で換算)の資産を運用しています。

ゴールドマン・サックスは1869年(明治2年)の創立以来、150年超の歴史を持つ世界でもトップクラスの金融グループの一つです。ニューヨークを本拠に、世界各国の主要都市に拠点を配し、事業法人、金融機関、政府機関および富裕層などの様々なお客さまに資産運用業務・投資銀行業務等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

▶ 運用体制および運用プロセス

- 投資対象とする外国投資信託の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(出所)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成

分配金に関する留意事項

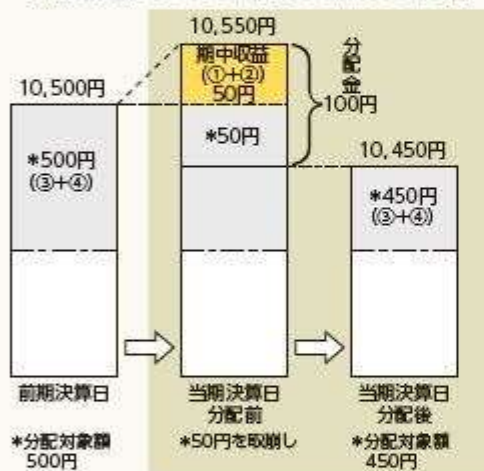
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



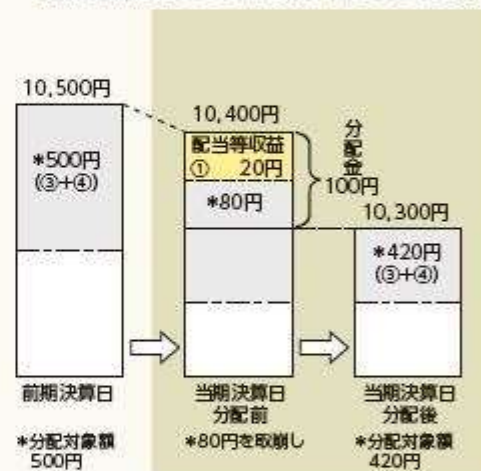
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■分配金は、当該計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）以外に、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金を分配原資として支払うことができます（当該計算期間の決算日までに発生した収益調整金も分配の原資となります）。前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金があれば、それを取り崩すことによって、より高額な分配が可能となりますが、分配金を支払うことはファンドの純資産の減少を生じさせることから、より高額な分配は、より大きく純資産を減少させ、大きく基準価額が下落する要因となります。

（複数計算期間にわたって基準価額が下落する場合）

①当該計算期間の経費控除後の配当等収益のみを分配する場合 ※各計算期間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



②当該計算期間の経費控除後の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合 ※各計算期間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



*1 上図において、「配当等収益」とは、当該計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益をいいます。

*2 上図において、「繰越分配原資」とは、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金をいいます。

(注) 上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ・上図では、各計算期間のリターン(税引前分配金込み)を一定(0%)と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動します。
- ・上図では、説明の便宜上①、②で毎計算期間に同額の配当等収益が発生したと仮定していますが、運用資産がより小さくなった③で①と同額の配当等収益を獲得することは実際には困難と考えられます。

上図は、①当該計算期間の配当等収益(経費控除後、以下同じ)のみを分配する場合と、②当該計算期間の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①と②の第6期ではともに当該計算期間に得た配当等収益のみを分配したため、基準価額は同額下落しています。

一方、第7期以降は、②は配当等収益に加えて、前期からの繰越分配原資を取り崩して分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。③の第6期から第10期までに投資者は合計で4,600円(配当等収益累計1,900円+前期からの繰越分配原資の取崩し累計2,700円)の分配金を受け取り、基準価額は4,400円になっています。上図の③において、前期からの繰越分配原資の取崩しを行わなかった場合、第10期の分配後の基準価額は7,100円(4,400円+2,700円)になります。

配当等収益
繰越分配原資の取崩し
分配金
分配後の基準価額

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権

3. 約束手形

(口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネープール・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 各ファンドにつき、それぞれ次の外国投資信託の受益証券

- a. S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」受益証券
- b. S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券
- c. S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券
- d. S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券
- e. S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（円）
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

(3) 【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

- 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

毎月決算(原則として毎月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営

業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

- ▶ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)
- ▶ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)
- ▶ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)
- ▶ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)
- ▶ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)

形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)	
主要投資対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等	
運用の基本方針	主にエマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する米ドル建て債券等への分散投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。 原則、保有する債券の平均格付けはBBB-格以上を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB-格を下回ることがあります。	
為替取引等	(ブラジルリアルクラス)	原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。
	(南アフリカランドクラス)	原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。
	(中国元クラス)	原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。
	(豪ドルクラス)	原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。
	(円クラス)	原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。
ベンチマーク	ありません。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地通貨建て債券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、先進国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券はこの限りではありません。米ドル建て以外の債券へ投資した場合は、原則、当該債券通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ● 単一発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、政府・政府関係機関等が発行する証券はこの限りではありません。 ● マネー・マーケット・ファンドや類似ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ● 有価証券の空売りは行わないものとします。 ● 純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ● 流動性の乏しい証券への投資割合は、取得時において純資産総額の10%以内とします。 ● 通常の場合において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 	
決 算 日	原則として毎年3月31日	
信 託 期 間	無期限	
分 配 方 針	原則として、毎月4日に分配を行う方針。	
運 用 報 酬	純資産総額500百万米ドルまで	年0.65%*
	同500百万米ドル超10億米ドルまで	年0.66%*
	同10億米ドル超	年0.67%*
	* 年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。	

管理およびその他の費用	管理事務および保管報酬、受託報酬、ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 上記の報酬ならびに費用については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
▶ マネープール・マザーファンド	
主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあ

ります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(八) 為替変動リスク

<円コース>

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

<その他の各コース共通(ブラジルリアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコース)>

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、該当コースの通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を受けます。為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、米ドル売り、当該通貨買いの為替取引が完全にできるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと当該通貨の金利差相当分の為替取引によるコストがかかります。

(二) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(へ) 為替取引に関する留意点

- ・ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、一部の通貨においては、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。
- ・ファンドが活用する店頭デリバティブ取引(NDF等)を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣化する可能性があります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵

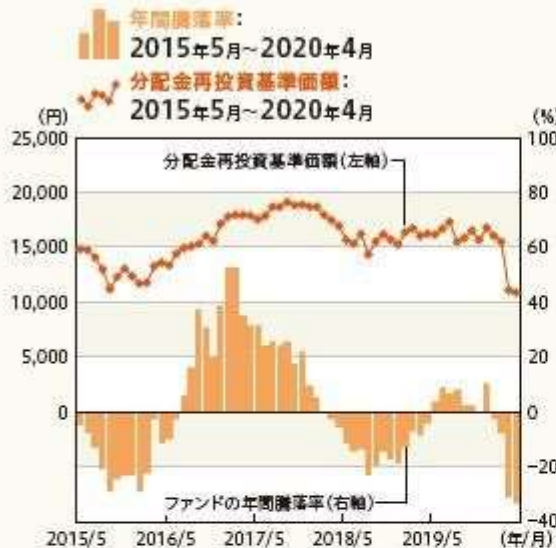
守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ブラジルリアル

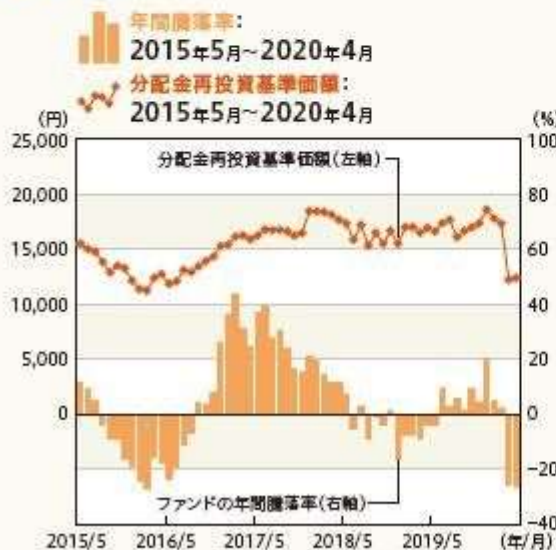


「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■南アランド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■中国元



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■豪ドル



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■円



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマーキング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーキング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.0945%（税抜き0.995%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.27%	ファンドの運用等の対価
	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする投資信託	年0.67% [*] 程度 (別途、管理事務および保管報酬、受託報酬等がかかります)		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して、年1.7645%（税抜き1.665%）程度 [*]		

* 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとしします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

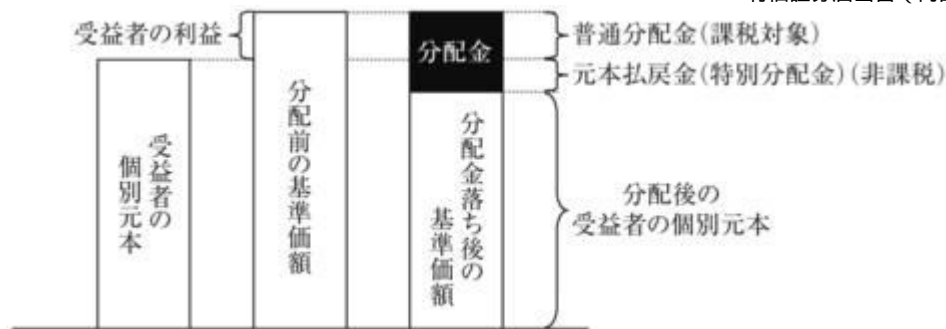
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金(課税対象)となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託（新たに購入が必要）	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上 の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～19歳 の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長 5年間 （投資期間は2023年まで）	
利用できる限度額	120万円/年 （最大 600万円 ）	80万円/年 （最大 400万円 ）

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合
外貨建資産への直接投資は行いません。
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2020年4月末現在の情報をもとに作成
しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	14,752,618,375	95.31
親投資信託受益証券	日本	144,244,800	0.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		581,699,140	3.76
合計（純資産総額）		15,478,562,315	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
-------	------	-------------	-------------

投資信託受益証券	ケイマン諸島	328,701,840	95.40
親投資信託受益証券	日本	3,480,740	1.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,366,802	3.59
合計(純資産総額)		344,549,382	100.00

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,527,341,104	96.74
親投資信託受益証券	日本	12,066,526	0.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,459,829	2.50
合計(純資産総額)		1,578,867,459	100.00

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,078,230,945	96.97
親投資信託受益証券	日本	50,085,000	0.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		202,258,110	2.43
合計(純資産総額)		8,330,574,055	100.00

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,688,675,599	97.95
親投資信託受益証券	日本	11,018,700	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		150,129,572	1.91
合計(純資産総額)		7,849,823,871	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

イ 主要投資銘柄

2020年 4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマージング・マーケット・ボン ド・プラス・サブ・トラスト(ブラ ジルレアルクラス)	14,392,798.41	1,104	15,889,649,450	1,025	14,752,618,375	95.31
日本	親投資信託受 益証券	マネープール・マザーファンド	144,000,000	1.0018	144,259,200	1.0017	144,244,800	0.93

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.31
親投資信託受益証券	0.93
合計	96.24

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド (南アランド)

イ 主要投資銘柄

2020年 4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマージング・マーケット・ボン ド・プラス・サブ・トラスト(南ア フリカランドクラス)	131,061.34	2,573	337,220,827	2,508	328,701,840	95.40
日本	親投資信託受 益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	1.0018	3,481,087	1.0017	3,480,740	1.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.40
親投資信託受益証券	1.01
合計	96.41

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド (中国元)

イ 主要投資銘柄

2020年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	235,628.06	6,558	1,545,248,837	6,482	1,527,341,104	96.74
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	1.0018	12,067,730	1.0017	12,066,526	0.76

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.74
親投資信託受益証券	0.76
合計	97.50

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

イ 主要投資銘柄

2020年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	1,444,088.47	5,444	7,861,617,674	5,594	8,078,230,945	96.97
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	50,000,000	1.0018	50,090,000	1.0017	50,085,000	0.60

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.97
親投資信託受益証券	0.60
合計	97.57

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(円)

イ 主要投資銘柄

2020年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----	---------	---------	----------	--------	---------

ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマーシング・マーケット・ボン ド・プラス・サブ・トラスト(円ク ラス)	1,154,282.48	6,601	7,619,418,650	6,661	7,688,675,599	97.95
日本	親投資信託受 益証券	マネーブル・マザーファンド	11,000,000	1.0018	11,019,800	1.0017	11,018,700	0.14

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.95
親投資信託受益証券	0.14
合計	98.09

【投資不動産物件】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定2期 (2010年10月12日)	525,856,189,105	565,917,456,975	9,863	10,643
特定3期 (2011年 4月12日)	469,713,699,728	507,768,032,288	10,302	11,082
特定4期 (2011年10月12日)	323,017,432,949	357,680,088,731	7,761	8,601
特定5期 (2012年 4月12日)	340,192,828,109	378,951,357,408	7,880	8,780
特定6期 (2012年10月12日)	292,190,615,723	328,774,982,623	6,782	7,622
特定7期 (2013年 4月12日)	335,509,958,721	365,755,137,662	8,403	9,123
特定8期 (2013年10月15日)	230,622,606,315	257,188,594,530	6,552	7,272
特定9期 (2014年 4月14日)	186,112,975,871	207,655,307,676	6,498	7,178
特定10期 (2014年10月14日)	146,875,778,270	162,008,833,998	6,190	6,790
特定11期 (2015年 4月13日)	110,615,481,152	124,143,002,584	5,154	5,754
特定12期 (2015年10月13日)	74,547,140,440	85,727,275,582	3,946	4,496
特定13期 (2016年 4月12日)	58,626,105,919	65,533,984,125	3,653	4,053
特定14期 (2016年10月12日)	53,040,347,967	57,328,425,140	4,024	4,324
特定15期 (2017年 4月12日)	54,608,411,337	58,536,631,894	4,253	4,553
特定16期 (2017年10月12日)	53,295,855,829	57,088,637,676	4,329	4,629
特定17期 (2018年 4月12日)	41,293,562,892	44,846,732,267	3,594	3,894
特定18期 (2018年10月12日)	31,928,525,763	34,309,613,701	3,134	3,354
特定19期 (2019年 4月12日)	29,531,775,402	31,314,567,805	3,085	3,265
特定20期 (2019年10月15日)	26,267,206,344	27,790,890,871	2,796	2,956
特定21期 (2020年 4月13日)	16,651,779,763	17,726,367,340	1,933	2,053
2019年 4月末日	28,622,193,463		2,985	
5月末日	28,287,892,083		2,938	

6月末日	28,798,762,102		3,001	
7月末日	29,454,733,472		3,087	
8月末日	25,920,483,512		2,734	
9月末日	26,216,025,034		2,775	
10月末日	26,793,102,669		2,875	
11月末日	24,967,766,132		2,706	
12月末日	25,914,764,495		2,877	
2020年 1月末日	24,388,822,816		2,730	
2月末日	23,178,137,301		2,620	
3月末日	16,129,771,295		1,860	
4月末日	15,478,562,315		1,800	

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定2期 (2010年10月12日)	7,001,648,910	7,617,777,175	10,933	11,653
特定3期 (2011年 4月12日)	5,488,424,019	5,917,616,837	10,916	11,756
特定4期 (2011年10月12日)	5,333,614,920	5,868,550,374	7,726	8,566
特定5期 (2012年 4月12日)	4,987,726,005	5,524,856,278	8,045	8,885
特定6期 (2012年10月12日)	3,121,393,408	3,532,045,920	7,200	7,940
特定7期 (2013年 4月12日)	2,988,224,681	3,186,739,204	8,702	9,242
特定8期 (2013年10月15日)	2,434,848,750	2,624,709,034	6,921	7,461
特定9期 (2014年 4月14日)	2,077,554,991	2,240,261,072	6,714	7,214
特定10期 (2014年10月14日)	2,217,183,037	2,354,398,142	6,648	7,068
特定11期 (2015年 4月13日)	2,160,097,397	2,299,720,091	6,688	7,108
特定12期 (2015年10月13日)	1,502,847,858	1,613,454,229	5,731	6,111
特定13期 (2016年 4月12日)	921,159,223	981,094,284	4,702	4,982
特定14期 (2016年10月12日)	892,313,283	937,229,572	4,895	5,135
特定15期 (2017年 4月12日)	848,978,793	889,445,009	5,300	5,540
特定16期 (2017年10月12日)	788,507,623	823,643,810	5,648	5,888
特定17期 (2018年 4月12日)	752,289,966	784,014,122	5,890	6,130
特定18期 (2018年10月12日)	573,486,287	602,705,454	4,856	5,096
特定19期 (2019年 4月12日)	609,938,630	638,121,788	5,201	5,441
特定20期 (2019年10月15日)	570,035,812	595,834,814	4,852	5,072
特定21期 (2020年 4月13日)	351,906,547	372,104,625	3,467	3,647
2019年 4月末日	589,653,124		5,039	
5月末日	573,416,539		4,898	
6月末日	595,783,728		5,081	
7月末日	598,259,934		5,134	
8月末日	546,740,967		4,639	

9月末日	560,055,917		4,768
10月末日	563,836,653		4,831
11月末日	572,086,153		4,901
12月末日	603,945,820		5,223
2020年 1月末日	563,393,515		4,970
2月末日	537,210,044		4,806
3月末日	344,320,993		3,370
4月末日	344,549,382		3,382

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定2期 (2010年10月12日)	25,320,754,166	26,429,860,355	9,711	10,071
特定3期 (2011年 4月12日)	14,837,415,654	15,621,582,985	9,527	9,947
特定4期 (2011年10月12日)	9,793,622,184	10,350,727,584	8,230	8,650
特定5期 (2012年 4月12日)	8,197,271,435	8,632,725,367	8,954	9,374
特定6期 (2012年10月12日)	6,918,339,700	7,265,650,799	9,003	9,423
特定7期 (2013年 4月12日)	7,166,895,077	7,451,093,810	11,291	11,711
特定8期 (2013年10月15日)	5,798,287,675	6,044,983,291	10,331	10,751
特定9期 (2014年 4月14日)	5,625,786,148	5,854,880,252	10,631	11,051
特定10期 (2014年10月14日)	5,139,042,133	5,334,988,186	11,302	11,722
特定11期 (2015年 4月13日)	5,216,780,704	5,398,364,951	12,363	12,783
特定12期 (2015年10月13日)	3,719,126,463	3,881,195,737	11,445	11,865
特定13期 (2016年 4月12日)	2,724,689,786	2,843,911,785	10,400	10,820
特定14期 (2016年10月12日)	2,388,474,063	2,491,997,650	10,038	10,458
特定15期 (2017年 4月12日)	2,240,302,073	2,333,950,933	10,181	10,601
特定16期 (2017年10月12日)	2,392,137,695	2,483,410,313	11,002	11,422
特定17期 (2018年 4月12日)	2,388,234,004	2,480,962,108	10,568	10,988
特定18期 (2018年10月12日)	2,160,430,610	2,257,862,119	9,453	9,873
特定19期 (2019年 4月12日)	2,226,706,343	2,322,545,578	9,790	10,210
特定20期 (2019年10月15日)	2,004,526,469	2,085,199,347	9,157	9,517
特定21期 (2020年 4月13日)	1,616,962,257	1,667,666,981	7,900	8,140
2019年 4月末日	2,203,815,415		9,729	
5月末日	2,109,285,699		9,394	
6月末日	2,119,159,079		9,444	
7月末日	2,140,815,728		9,510	
8月末日	2,006,482,906		8,950	
9月末日	2,006,688,523		9,116	
10月末日	2,031,095,347		9,222	
11月末日	2,011,201,800		9,241	

12月末日	2,013,536,716		9,424	
2020年 1月末日	1,962,673,650		9,429	
2月末日	1,971,289,322		9,488	
3月末日	1,563,891,827		7,615	
4月末日	1,578,867,459		7,807	

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定2期 (2010年10月12日)	52,635,259,896	55,841,983,937	10,451	10,991
特定3期 (2011年 4月12日)	39,828,060,507	42,109,244,201	11,039	11,639
特定4期 (2011年10月12日)	33,375,420,387	35,486,803,057	8,981	9,581
特定5期 (2012年 4月12日)	38,774,399,508	41,142,675,539	10,142	10,742
特定6期 (2012年10月12日)	41,953,551,512	44,474,217,351	10,151	10,751
特定7期 (2013年 4月12日)	35,768,812,410	37,756,934,910	12,965	13,565
特定8期 (2013年10月15日)	25,692,919,916	27,193,440,702	10,381	10,981
特定9期 (2014年 4月14日)	26,385,051,671	27,879,992,000	10,564	11,164
特定10期 (2014年10月14日)	26,513,899,196	28,027,740,567	10,214	10,814
特定11期 (2015年 4月13日)	24,974,160,752	26,545,570,935	9,629	10,229
特定12期 (2015年10月13日)	20,302,006,289	21,780,999,297	8,510	9,110
特定13期 (2016年 4月12日)	15,764,172,613	16,983,332,257	7,685	8,245
特定14期 (2016年10月12日)	13,852,622,811	14,775,554,742	7,438	7,918
特定15期 (2017年 4月12日)	13,011,426,396	13,869,905,984	7,363	7,843
特定16期 (2017年10月12日)	15,099,609,445	16,002,561,041	7,612	8,092
特定17期 (2018年 4月12日)	13,518,832,904	14,482,741,520	6,682	7,162
特定18期 (2018年10月12日)	11,393,823,033	12,112,393,532	5,866	6,226
特定19期 (2019年 4月12日)	11,133,002,208	11,707,243,248	5,864	6,164
特定20期 (2019年10月15日)	10,535,589,917	11,040,893,970	5,361	5,621
特定21期 (2020年 4月13日)	8,109,177,578	8,460,359,172	4,168	4,348
2019年 4月末日	10,845,346,582		5,744	
5月末日	10,515,065,546		5,563	
6月末日	10,724,347,257		5,619	
7月末日	11,029,097,388		5,557	
8月末日	10,489,657,282		5,266	
9月末日	10,670,088,459		5,358	
10月末日	10,608,001,941		5,444	
11月末日	10,320,140,691		5,348	
12月末日	10,832,471,637		5,572	
2020年 1月末日	10,640,972,656		5,345	
2月末日	10,395,637,495		5,265	

3月末日	7,748,425,415		3,972
4月末日	8,330,574,055		4,277

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(円)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定2期 (2010年10月12日)	20,827,718,374	21,384,344,266	10,762	11,032
特定3期 (2011年 4月12日)	29,643,695,439	30,715,858,848	10,198	10,618
特定4期 (2011年10月12日)	42,372,707,425	43,806,691,431	9,626	10,046
特定5期 (2012年 4月12日)	69,935,349,254	72,287,900,699	9,911	10,331
特定6期 (2012年10月12日)	84,883,425,016	88,122,628,553	10,271	10,691
特定7期 (2013年 4月12日)	122,182,898,963	126,782,206,527	10,052	10,472
特定8期 (2013年10月15日)	90,673,753,009	95,336,517,237	9,070	9,490
特定9期 (2014年 4月14日)	65,405,337,168	68,796,735,155	9,002	9,402
特定10期 (2014年10月14日)	52,379,356,337	54,662,105,418	8,865	9,225
特定11期 (2015年 4月13日)	40,131,992,940	41,984,578,875	8,555	8,915
特定12期 (2015年10月13日)	30,195,269,241	31,580,941,340	8,026	8,356
特定13期 (2016年 4月12日)	23,661,736,518	24,449,508,182	8,003	8,243
特定14期 (2016年10月12日)	17,667,864,037	18,112,609,864	8,364	8,544
特定15期 (2017年 4月12日)	15,063,324,070	15,411,592,910	8,124	8,304
特定16期 (2017年10月12日)	14,489,086,153	14,820,314,017	8,154	8,334
特定17期 (2018年 4月12日)	12,918,964,932	13,227,403,723	7,783	7,963
特定18期 (2018年10月12日)	10,552,712,934	10,829,818,624	7,254	7,434
特定19期 (2019年 4月12日)	10,100,976,604	10,352,205,706	7,375	7,555
特定20期 (2019年10月15日)	9,796,132,187	10,011,627,951	7,380	7,540
特定21期 (2020年 4月13日)	7,799,072,057	7,953,374,743	6,279	6,399
2019年 4月末日	10,030,046,387		7,347	
5月末日	10,021,512,531		7,346	
6月末日	10,096,663,769		7,479	
7月末日	10,029,055,027		7,500	
8月末日	9,960,109,701		7,428	
9月末日	9,893,450,282		7,406	
10月末日	9,767,664,168		7,386	
11月末日	9,618,239,465		7,334	
12月末日	9,608,816,865		7,424	
2020年 1月末日	9,625,551,683		7,481	
2月末日	9,398,719,235		7,436	
3月末日	7,618,422,049		6,125	
4月末日	7,849,823,871		6,331	

【分配の推移】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	780
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	780
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	840
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	900
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	840
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	720
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	720
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	680
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	550
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	400
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	300
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	300
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	300
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	300
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	220
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	180
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	160
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	120

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	720
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	840
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	840
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	840
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	740
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	540
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	540
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	500
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	380

特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	280
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	240
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	240
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	240
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	240
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	240
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	240
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	220
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	180

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	360
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	420
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	420
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	420
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	420
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	420
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	420
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	420
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	420
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	420
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	420
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	420
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	420
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	420
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	360
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	240

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	540
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	600
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	600
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	600

特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	600
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	600
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	600
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	600
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	600
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	560
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	480
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	480
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	480
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	480
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	360
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	300
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	260
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	180

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド（円）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	270
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	420
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	420
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	420
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	420
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	400
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	360
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	360
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	330
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	240
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	180
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	180
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	180
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	180
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	180
特定19期	2018年10月13日～2019年 4月12日	180
特定20期	2019年 4月13日～2019年10月15日	160
特定21期	2019年10月16日～2020年 4月13日	120

【収益率の推移】

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

	収益率(%)
特定2期	3.5
特定3期	12.4
特定4期	16.5
特定5期	13.1
特定6期	3.3
特定7期	34.5
特定8期	13.5
特定9期	9.6
特定10期	4.5
特定11期	7.0
特定12期	12.8
特定13期	2.7
特定14期	18.4
特定15期	13.1
特定16期	8.8
特定17期	10.0
特定18期	6.7
特定19期	4.2
特定20期	4.2
特定21期	26.6

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

	収益率(%)
特定2期	3.2
特定3期	7.5
特定4期	21.5
特定5期	15.0
特定6期	1.3
特定7期	28.4
特定8期	14.3
特定9期	4.2
特定10期	5.3

特定11期	6.9
特定12期	8.6
特定13期	13.1
特定14期	9.2
特定15期	13.2
特定16期	11.1
特定17期	8.5
特定18期	13.5
特定19期	12.0
特定20期	2.5
特定21期	24.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	収益率（％）
特定2期	4.4
特定3期	2.4
特定4期	9.2
特定5期	13.9
特定6期	5.2
特定7期	30.1
特定8期	4.8
特定9期	7.0
特定10期	10.3
特定11期	13.1
特定12期	4.0
特定13期	5.5
特定14期	0.6
特定15期	5.6
特定16期	12.2
特定17期	0.1
特定18期	6.6
特定19期	8.0
特定20期	2.8
特定21期	11.1

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	収益率（％）
特定2期	1.5
特定3期	11.4
特定4期	13.2
特定5期	19.6
特定6期	6.0
特定7期	33.6
特定8期	15.3
特定9期	7.5
特定10期	2.4
特定11期	0.1
特定12期	5.4
特定13期	3.1
特定14期	3.0
特定15期	5.4
特定16期	9.9
特定17期	5.9
特定18期	6.8
特定19期	5.1
特定20期	4.1
特定21期	18.9

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド （ 円 ）

	収益率（％）
特定2期	7.6
特定3期	1.3
特定4期	1.5
特定5期	7.3
特定6期	7.9
特定7期	2.0
特定8期	5.6
特定9期	3.7
特定10期	2.5
特定11期	0.6
特定12期	2.3
特定13期	2.7
特定14期	6.8

特定15期	0.7
特定16期	2.6
特定17期	2.3
特定18期	4.5
特定19期	4.1
特定20期	2.2
特定21期	13.3

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定2期	198,859,757,769	92,087,668,951
特定3期	96,386,532,717	173,591,718,679
特定4期	91,128,953,334	130,869,284,385
特定5期	108,153,555,384	92,654,316,245
特定6期	75,365,736,922	76,250,612,665
特定7期	94,591,113,638	126,153,590,119
特定8期	29,287,124,633	76,576,943,225
特定9期	13,021,767,842	78,589,989,398
特定10期	18,386,123,854	67,501,325,443
特定11期	17,737,955,837	40,415,909,916
特定12期	11,458,278,816	37,163,920,116
特定13期	8,345,652,000	36,755,614,280
特定14期	6,636,018,679	35,335,096,184
特定15期	19,228,952,549	22,624,290,119
特定16期	10,651,472,507	15,940,753,952
特定17期	3,705,805,768	11,921,636,868
特定18期	4,143,763,054	17,172,573,513
特定19期	4,504,841,755	10,630,031,264
特定20期	4,061,049,966	5,860,199,407
特定21期	1,588,592,624	9,380,268,555

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定2期	1,905,629,802	6,589,094,675

特定3期	1,978,330,484	3,354,964,664
特定4期	3,143,985,400	1,268,504,376
特定5期	1,681,703,404	2,385,376,118
特定6期	379,153,331	2,243,642,025
特定7期	625,707,595	1,526,674,991
特定8期	702,612,428	618,486,435
特定9期	419,583,707	843,352,143
特定10期	1,145,091,901	904,231,721
特定11期	419,048,380	524,756,037
特定12期	128,450,552	735,695,843
特定13期	103,141,397	766,353,485
特定14期	70,031,445	206,428,073
特定15期	158,689,102	379,638,587
特定16期	89,133,670	294,926,842
特定17期	88,924,434	207,741,619
特定18期	37,937,679	134,111,700
特定19期	95,937,214	104,306,538
特定20期	37,807,080	35,692,459
特定21期	32,794,766	192,637,244

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド （ 中 国 元 ）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定2期	4,947,702,456	14,181,304,011
特定3期	909,258,961	11,408,613,833
特定4期	807,222,281	4,482,362,644
特定5期	557,740,632	3,302,271,073
特定6期	507,170,889	1,977,960,774
特定7期	1,417,503,940	2,754,128,789
特定8期	784,820,559	1,519,807,357
特定9期	1,019,218,045	1,339,900,567
特定10期	553,333,100	1,298,115,790
特定11期	383,328,897	710,695,304
特定12期	274,697,299	1,245,028,579
特定13期	69,912,088	699,472,681
特定14期	67,634,835	308,150,364
特定15期	136,533,364	315,433,483
特定16期	52,179,809	78,447,300
特定17期	250,031,444	164,421,794
特定18期	307,175,680	281,662,570

特定19期	78,732,053	89,558,485
特定20期	74,433,145	159,775,266
特定21期	85,965,279	228,280,664

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定2期	15,982,826,167	27,936,162,605
特定3期	10,697,035,500	24,982,226,062
特定4期	10,935,113,854	9,852,484,708
特定5期	14,919,087,792	13,850,023,879
特定6期	16,724,558,432	13,627,914,959
特定7期	5,462,240,349	19,201,790,682
特定8期	4,617,770,860	7,456,514,598
特定9期	4,059,695,847	3,833,603,042
特定10期	4,239,560,768	3,257,246,086
特定11期	3,754,108,183	3,775,528,378
特定12期	1,540,417,533	3,622,165,154
特定13期	963,930,211	4,307,903,053
特定14期	1,199,285,931	3,086,547,073
特定15期	1,284,449,605	2,237,479,404
特定16期	3,978,226,881	1,813,365,269
特定17期	2,078,536,498	1,682,056,170
特定18期	1,116,696,557	1,925,723,320
特定19期	974,922,143	1,412,885,945
特定20期	1,900,689,606	1,235,294,855
特定21期	1,650,645,759	1,845,171,257

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定2期	11,292,068,030	12,326,448,913
特定3期	17,378,322,833	7,664,204,517
特定4期	23,201,681,759	8,251,127,308
特定5期	38,381,382,998	11,836,203,773
特定6期	35,145,740,057	23,061,751,751
特定7期	68,931,604,814	30,032,616,858
特定8期	11,405,660,879	32,984,171,588
特定9期	2,295,546,314	29,609,435,750

特定10期	3,829,250,053	17,399,206,265
特定11期	1,608,241,871	13,778,835,455
特定12期	863,192,365	10,156,338,519
特定13期	587,831,382	8,640,489,727
特定14期	445,981,951	8,890,354,712
特定15期	346,225,149	2,927,931,252
特定16期	1,631,594,233	2,402,852,175
特定17期	392,738,880	1,563,044,061
特定18期	754,044,103	2,806,581,692
特定19期	523,431,677	1,374,958,608
特定20期	367,616,444	789,003,989
特定21期	291,912,532	1,144,162,314

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

マネープール・マザーファンド

2020年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
地方債証券	日本	87,469,018,940	26.08
特殊債券	日本	31,324,685,310	9.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		216,652,733,864	64.58
合計(純資産総額)		335,446,438,114	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

マネープール・マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2020年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	地方債証券	平成27年度第2 回福岡県公募債	6,500,000,000	100.08	6,505,224,000	100.02	6,501,820,000	0.162	2020/7/22	1.94
日本	地方債証券	第22回名古屋市 公募債(5年)	6,400,000,000	100.10	6,406,464,000	100.03	6,402,304,000	0.101	2020/11/20	1.91
日本	地方債証券	平成27年度第8 回福岡県公募債	5,870,000,000	100.12	5,877,572,300	100.04	5,872,758,900	0.101	2021/1/20	1.75

日本	地方債証券	平成27年度第9回静岡県公募公債(5年)	5,510,000,000	100.08	5,514,848,800	100.02	5,511,377,500	0.101	2020/9/18	1.64
日本	地方債証券	平成27年度第10回埼玉県公募公債(5年)	5,200,000,000	100.07	5,204,000,000	100.01	5,200,728,000	0.053	2021/2/25	1.55
日本	地方債証券	平成27年度第7回大阪市公募公債(5年)	5,000,000,000	100.13	5,006,550,000	100.04	5,002,400,000	0.101	2021/1/26	1.49
日本	地方債証券	平成27年度第5回大阪市公募公債(5年)	5,000,000,000	100.11	5,005,650,000	100.03	5,001,850,000	0.101	2020/11/25	1.49
日本	地方債証券	第43回横浜市公募公債(5年)	5,000,000,000	100.10	5,005,150,000	100.03	5,001,800,000	0.101	2020/11/17	1.49
日本	地方債証券	平成27年度第6回広島県公募公債(5年)	4,310,000,000	100.08	4,313,534,200	100.01	4,310,603,400	0.053	2021/2/25	1.29
日本	地方債証券	平成27年度第3回京都市公募公債	3,900,000,000	100.11	3,904,290,000	100.04	3,901,599,000	0.136	2020/9/29	1.16
日本	特殊債券	第120回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,669,200,000	100.95	3,704,119,492	100.46	3,686,188,396	0.900	2020/10/30	1.10
日本	地方債証券	平成27年度第1回奈良県公募公債	3,440,000,000	100.11	3,443,921,600	100.03	3,441,307,200	0.101	2020/11/30	1.03
日本	特殊債券	第112回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,325,000,000	100.91	3,355,490,250	100.28	3,334,376,500	1.100	2020/7/31	0.99
日本	地方債証券	平成27年度第6回神戸市公募公債(5年)	3,200,000,000	100.09	3,202,976,000	100.03	3,200,960,000	0.101	2020/10/19	0.95
日本	地方債証券	平成27年度第6回京都市公募公債	3,200,000,000	100.04	3,201,504,000	99.98	3,199,584,000	0.021	2021/3/25	0.95
日本	特殊債券	第115回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,121,000,000	100.92	3,149,931,670	100.34	3,131,736,240	1.000	2020/8/31	0.93
日本	特殊債券	第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,966,300,000	100.96	2,994,806,143	100.22	2,972,825,860	1.300	2020/6/30	0.89
日本	地方債証券	第11回2号宮城県公募公債(5年)	2,580,000,000	100.11	2,582,915,400	100.03	2,580,980,400	0.101	2020/11/27	0.77
日本	特殊債券	第344回政府保証道路債券	2,200,000,000	100.75	2,216,584,000	100.33	2,207,414,000	1.600	2020/7/15	0.66
日本	特殊債券	第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,038,500,000	101.26	2,064,287,715	100.81	2,055,052,620	1.200	2020/12/28	0.61
日本	地方債証券	第42回横浜市公募公債(5年)	2,000,000,000	100.03	2,000,620,000	100.02	2,000,520,000	0.172	2020/7/10	0.60
日本	地方債証券	平成27年度第3回福井県公募公債	1,900,000,000	100.10	1,901,957,000	100.03	1,900,722,000	0.101	2020/11/27	0.57
日本	特殊債券	第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,533,000,000	101.01	1,548,544,620	100.42	1,539,576,570	1.000	2020/9/30	0.46
日本	地方債証券	平成22年度第11回静岡県公募公債	1,523,910,000	101.02	1,539,563,686	100.55	1,532,398,178	1.008	2020/11/25	0.46
日本	地方債証券	第694回東京都公募公債	1,210,600,000	101.35	1,227,058,400	101.16	1,224,667,172	1.350	2021/3/19	0.37
日本	特殊債券	第122回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,121,000,000	100.97	1,131,976,530	100.54	1,127,075,820	0.900	2020/11/30	0.34
日本	地方債証券	第2回京都市公募公債(7年)	1,000,000,000	100.42	1,004,270,000	100.27	1,002,710,000	0.449	2020/12/25	0.30

日本	特殊債券	第32回政府保証 日本政策金融公庫 債券	1,000,000,000	100.09	1,000,960,000	100.07	1,000,700,000	0.160	2020/9/16	0.30
日本	特殊債券	第14回政府保証 地方公共団体金融 機構債券(6年)	950,000,000	100.14	951,332,000	100.02	950,275,500	0.199	2020/6/18	0.28
日本	地方債証券	平成26年度第2 回愛知県公募公債 (7年)	900,000,000	100.40	903,663,000	100.31	902,853,000	0.357	2021/4/23	0.27

□ 種類別の投資比率

2020年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
地方債証券	26.08
特殊債券	9.34
合計	35.41

投資不動産物件

マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

基準日:2020年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■ ブラジルリアル



決算期	分配金
2020年 4月	20円
2020年 3月	20円
2020年 2月	20円
2020年 1月	20円
2019年12月	20円
直近1年間累計	280円
設定来累計	10,770円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 南アランド



決算期	分配金
2020年 4月	30円
2020年 3月	30円
2020年 2月	30円
2020年 1月	30円
2019年12月	30円
直近1年間累計	400円
設定来累計	9,320円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 中国元



決算期	分配金
2020年 4月	40円
2020年 3月	40円
2020年 2月	40円
2020年 1月	40円
2019年12月	40円
直近1年間累計	600円
設定来累計	8,320円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■豪ドル



決算期	分配金
2020年 4月	30円
2020年 3月	30円
2020年 2月	30円
2020年 1月	30円
2019年12月	30円
直近1年間累計	440円
設定来累計	10,420円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■円



決算期	分配金
2020年 4月	20円
2020年 3月	20円
2020年 2月	20円
2020年 1月	20円
2019年12月	20円
直近1年間累計	280円
設定来累計	6,020円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■ブラジルレアル

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	95.31
親投資信託受益証券	日本	0.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.76
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルレアルクラス)	95.31
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.93

■南アランド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	95.40
親投資信託受益証券	日本	1.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.59
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)	95.40
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.01

■中国元

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.74
親投資信託受益証券	日本	0.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.50
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	96.74
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.76

■豪ドル

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.97
親投資信託受益証券	日本	0.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	96.97
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.60

■円

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.95
親投資信託受益証券	日本	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.91
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	97.95
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.14

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト

(ブラジルリアルクラス)/(南アフリカランドクラス)/(中国元クラス)/(豪ドルクラス)/(円クラス)

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の主要投資銘柄(上位10銘柄)およびポートフォリオの状況は以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄) (2020年4月29日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
国際機関	社債券	CORP ANDINA DE FOMENTO REGD	4.375	2022/6/15	3.70
トルコ	社債券	ANADOLU EFES REGD	3.375	2022/11/1	2.12
アラブ首長国連邦	社債券	ABU DHABI CRUDE OIL REGD REG S	4.600	2047/11/2	2.07
チリ	社債券	BANCO DEL ESTA 4.125% 10/07/20 INT D	4.125	2020/10/7	1.93
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION REGD REG S	4.750	2026/5/27	1.53
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU REGD	6.550	2037/3/14	1.51
ロシア	社債券	GAZPROM PJSC (GAZ FN) REGD REG S	3.250	2030/2/25	1.50
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA /EUR/ REGD REG S EMTN	3.750	2028/6/14	1.49
チリ	社債券	GNL QUINTERO SA REGD	4.634	2029/7/31	1.48
カタール	国債証券	STATE OF QATAR REGD REG S	5.103	2048/4/23	1.28

※国・地域は、発行国基準にて表示しています。

※比率は、エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成

[ポートフォリオの状況]



※データは2020年4月30日現在。比率は、エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。

※格付けは主要格付機関の格付けを参考にしてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが分類した格付けで、平均格付けは当該外国投資信託が保有する債券に対する格付けを加重平均したものであり、当ファンドの格付けではありません。

※グラフの数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成

■マネープール・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
地方債証券	日本	26.08
特殊債券	日本	9.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		64.58
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	地方債証券	平成27年度第2回福岡県公募公債	0.162	2020/07/22	1.94
日本	地方債証券	第22回名古屋市公募公債(5年)	0.101	2020/11/20	1.91
日本	地方債証券	平成27年度第8回福岡県公募公債	0.101	2021/01/20	1.75
日本	地方債証券	平成27年度第9回静岡県公募公債(5年)	0.101	2020/09/18	1.64
日本	地方債証券	平成27年度第10回埼玉県公募公債(5年)	0.053	2021/02/25	1.55
日本	地方債証券	平成27年度第7回大阪市公募公債(5年)	0.101	2021/01/26	1.49
日本	地方債証券	平成27年度第5回大阪市公募公債(5年)	0.101	2020/11/25	1.49
日本	地方債証券	第43回横浜市公募公債(5年)	0.101	2020/11/17	1.49
日本	地方債証券	平成27年度第6回広島県公募公債(5年)	0.053	2021/02/25	1.29
日本	地方債証券	平成27年度第3回京都市公募公債	0.136	2020/09/29	1.16

※比率は、マネープール・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

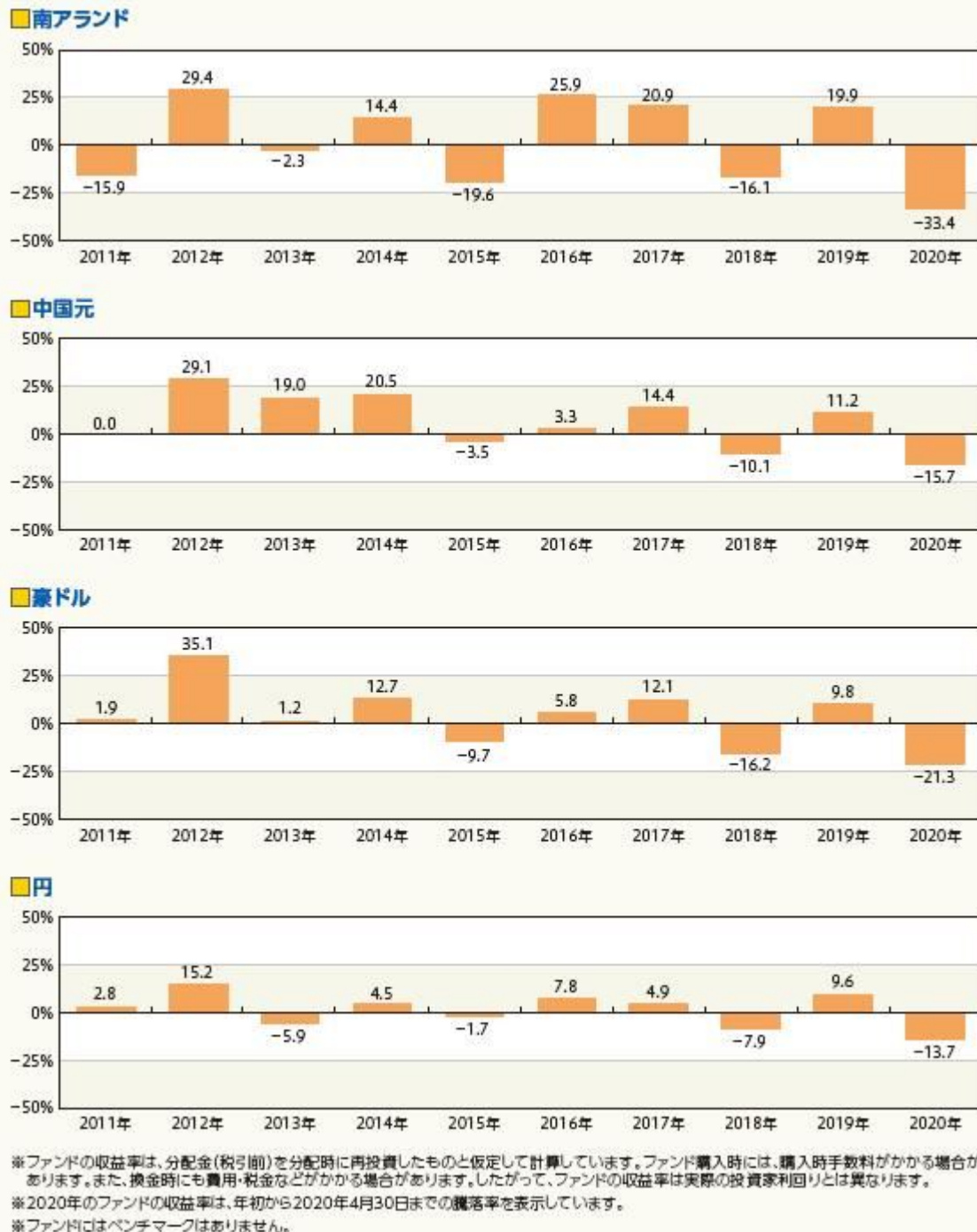
■ブラジルリアル



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2020年のファンドの収益率は、年初から2020年4月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (八) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

- ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

- ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

- ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

- ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社(電話:0120-88-2976)にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「NW債レ」、「NW債ラ」、「NW債元」、「NW債豪」、「NW債円」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2009年10月30日から2024年10月15日まで、もしくは下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aのほか、ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d. 書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決

議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として4月および10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われ

ます。
償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定21期(2019年10月16日から2020年4月13日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）】

（ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	500,529,005
コール・ローン	1,135,957,404	347,942,876
投資信託受益証券	25,267,692,410	15,889,649,450
親投資信託受益証券	144,331,200	144,259,200
流動資産合計	26,547,981,014	16,882,380,531
資産合計	26,547,981,014	16,882,380,531
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	187,884,480	172,301,128
未払解約金	66,980,693	41,942,942
未払受託者報酬	647,481	406,646
未払委託者報酬	25,122,263	15,777,914
未払利息	2,303	943
その他未払費用	137,450	171,195
流動負債合計	280,774,670	230,600,768
負債合計	280,774,670	230,600,768
純資産の部		
元本等		
元本	93,942,240,408	86,150,564,477
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,675,034,064	69,498,784,714
元本等合計	26,267,206,344	16,651,779,763
純資産合計	26,267,206,344	16,651,779,763
負債純資産合計	26,547,981,014	16,882,380,531

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
営業収益		
受取配当金	3,024,037,738	2,518,425,327
有価証券売買等損益	4,086,494,611	8,918,114,960
営業収益合計	1,062,456,873	6,399,689,633
営業費用		
支払利息	287,220	246,969
受託者報酬	3,839,659	3,219,640
委託者報酬	148,978,930	124,921,943
その他費用	971,200	883,821
営業費用合計	154,077,009	129,272,373
営業利益又は営業損失（ ）	1,216,533,882	6,528,962,006
経常利益又は経常損失（ ）	1,216,533,882	6,528,962,006
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,216,533,882	6,528,962,006
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,200,193	56,812,360
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	66,209,614,447	67,675,034,064
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,129,515,870	6,879,864,522
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,129,515,870	6,879,864,522
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,864,917,271	1,156,877,949
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,864,917,271	1,156,877,949
分配金	1,523,684,527	1,074,587,577
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,675,034,064	69,498,784,714

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	特定21期	
	自 2019年10月16日	至 2020年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い</p> <p>当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2019年10月16日から2020年 4月13日までとなっております。</p>	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	特定20期		特定21期	
	(2019年10月15日現在)		(2020年 4月13日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	93,942,240,408口		86,150,564,477口	
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	67,675,034,064円	元本の欠損	69,498,784,714円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.2796円	1口当たり純資産額	0.1933円
	(10,000口当たりの純資産額)	2,796円)	(10,000口当たりの純資産額)	1,933円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項 目	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
分配金の計算過程	<p>（自 2019年 4月13日 至 2019年 5月13日） 第115計算期間末における費用控除後の配当等収益（494,088,476円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,791,819,819円）、および分配準備積立金（15,440,296,088円）より、分配対象収益は21,726,204,383円（1万口当たり2,268.24円）であり、うち287,350,578円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 5月14日 至 2019年 6月12日） 第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（504,313,172円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,004,563,674円）、および分配準備積立金（15,481,109,154円）より、分配対象収益は21,989,986,000円（1万口当たり2,290.79円）であり、うち287,975,670円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 6月13日 至 2019年 7月12日） 第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（492,521,063円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,063,997,211円）、および分配準備積立金（15,493,957,734円）より、分配対象収益は22,050,476,008円（1万口当たり2,312.46円）であり、うち286,064,012円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 7月13日 至 2019年 8月13日） 第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（475,396,980円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,165,544,680円）、および分配準備積立金（15,511,148,503円）より、分配対象収益は22,152,090,163円（1万口当たり2,332.57円）であり、うち284,904,022円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 2019年10月16日 至 2019年11月12日） 第121計算期間末における費用控除後の配当等収益（429,539,125円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,196,517,579円）、および分配準備積立金（15,675,963,683円）より、分配対象収益は22,302,020,387円（1万口当たり2,406.73円）であり、うち185,329,182円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年11月13日 至 2019年12月12日） 第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（427,646,871円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,166,170,351円）、および分配準備積立金（15,688,462,280円）より、分配対象収益は22,282,279,502円（1万口当たり2,433.45円）であり、うち183,132,657円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年12月13日 至 2020年 1月14日） 第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（399,960,171円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,120,243,707円）、および分配準備積立金（15,571,178,431円）より、分配対象収益は22,091,382,309円（1万口当たり2,457.94円）であり、うち179,753,745円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 1月15日 至 2020年 2月12日） 第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（409,411,904円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,102,930,968円）、および分配準備積立金（15,620,561,345円）より、分配対象収益は22,132,904,217円（1万口当たり2,483.89円）であり、うち178,209,699円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>

<p>(自 2019年 8月14日 至 2019年 9月12日)</p> <p>第119計算期間末における費用控除後の配当等収益(496,114,936円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,229,360,358円)、および分配準備積立金(15,588,483,060円)より、分配対象収益は22,313,958,354円(1万口当たり2,354.94円)であり、うち189,505,765円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自 2019年 9月13日 至 2019年10月15日)</p> <p>第120計算期間末における費用控除後の配当等収益(426,675,944円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,224,861,946円)、および分配準備積立金(15,710,306,219円)より、分配対象収益は22,361,844,109円(1万口当たり2,380.36円)であり、うち187,884,480円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 2020年 2月13日 至 2020年 3月12日)</p> <p>第125計算期間末における費用控除後の配当等収益(381,573,075円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,054,304,413円)、および分配準備積立金(15,611,091,683円)より、分配対象収益は22,046,969,171円(1万口当たり2,507.30円)であり、うち175,861,166円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自 2020年 3月13日 至 2020年 4月13日)</p> <p>第126計算期間末における費用控除後の配当等収益(342,375,078円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,970,812,359円)、および分配準備積立金(15,457,522,922円)より、分配対象収益は21,770,710,359円(1万口当たり2,527.03円)であり、うち172,301,128円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	特定21期 (2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定20期(自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	571,600,931円
親投資信託受益証券	14,400円
合計	571,615,331円

特定21期(自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,964,916,473円
親投資信託受益証券	14,400円
合計	2,964,930,873円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
期首元本額	95,741,389,849円	93,942,240,408円

期中追加設定元本額	4,061,049,966円	1,588,592,624円
期中一部解約元本額	5,860,199,407円	9,380,268,555円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)	14,392,798.41	15,889,649,450	
投資信託受益証券合計		14,392,798.41	15,889,649,450	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	144,000,000	144,259,200	
親投資信託受益証券合計		144,000,000	144,259,200	
合計			16,033,908,650	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	9,589,614
コール・ローン	22,992,378	6,666,223
投資信託受益証券	547,641,540	337,220,827
親投資信託受益証券	3,482,825	3,481,087
流動資産合計	574,116,743	356,957,751
資産合計	574,116,743	356,957,751
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,524,347	3,044,819
未払解約金	72	1,644,959
未払受託者報酬	13,896	8,987
未払委託者報酬	539,135	348,652
未払利息	46	18
その他未払費用	3,435	3,769
流動負債合計	4,080,931	5,051,204
負債合計	4,080,931	5,051,204
純資産の部		
元本等		
元本	1,174,782,439	1,014,939,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	604,746,627	663,033,414
元本等合計	570,035,812	351,906,547
純資産合計	570,035,812	351,906,547
負債純資産合計	574,116,743	356,957,751

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
営業収益		
受取配当金	49,708,297	45,387,602
有価証券売買等損益	61,220,456	173,422,451
営業収益合計	11,512,159	128,034,849
営業費用		
支払利息	5,429	5,743
受託者報酬	79,572	72,923
委託者報酬	3,087,452	2,829,254
その他費用	22,629	20,709
営業費用合計	3,195,082	2,928,629
営業利益又は営業損失（ ）	14,707,241	130,963,478
経常利益又は経常損失（ ）	14,707,241	130,963,478
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,707,241	130,963,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	181,886	3,950,188
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	562,729,188	604,746,627
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,728,761	105,986,264
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,728,761	105,986,264
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,421,843	17,061,683
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,421,843	17,061,683
分配金	25,799,002	20,198,078
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	604,746,627	663,033,414

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定21期	
	自 2019年10月16日	至 2020年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い</p> <p>当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2019年10月16日から2020年 4月13日までとなっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)		特定21期 (2020年 4月13日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	1,174,782,439口		1,014,939,961口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	604,746,627円	元本の欠損	663,033,414円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.4852円	1口当たり純資産額	0.3467円
	(10,000口当たりの純資産額)	4,852円)	(10,000口当たりの純資産額)	3,467円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
分配金の計算過程	<p>（自 2019年 4月13日 至 2019年 5月13日） 第115計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,847,186円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（85,032,122円）、および分配準備積立金（175,616,059円）より、分配対象収益は268,495,367円（1万口当たり2,295.35円）であり、うち4,678,894円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 5月14日 至 2019年 6月12日） 第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,953,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（85,580,013円）、および分配準備積立金（177,869,395円）より、分配対象収益は271,403,232円（1万口当たり2,323.45円）であり、うち4,672,359円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 6月13日 至 2019年 7月12日） 第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,015,524円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（86,505,561円）、および分配準備積立金（180,924,812円）より、分配対象収益は275,445,897円（1万口当たり2,351.90円）であり、うち4,684,613円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 7月13日 至 2019年 8月13日） 第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,844,324円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（88,932,076円）、および分配準備積立金（182,603,911円）より、分配対象収益は279,380,311円（1万口当たり2,379.30円）であり、うち4,696,810円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 8月14日 至 2019年 9月12日） 第119計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,415,904円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（90,671,333円）、および分配準備積立金（185,523,121円）より、分配対象収益は284,610,358円（1万口当たり2,410.59円）であり、うち3,541,979円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 2019年10月16日 至 2019年11月12日） 第121計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,267,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（92,483,344円）、および分配準備積立金（190,713,680円）より、分配対象収益は290,464,480円（1万口当たり2,474.08円）であり、うち3,522,066円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年11月13日 至 2019年12月12日） 第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,229,876円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（91,778,249円）、および分配準備積立金（191,379,038円）より、分配対象収益は290,387,163円（1万口当たり2,506.48円）であり、うち3,475,606円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年12月13日 至 2020年 1月14日） 第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,628,984円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（90,608,609円）、および分配準備積立金（191,189,751円）より、分配対象収益は289,427,344円（1万口当たり2,543.52円）であり、うち3,413,662円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 1月15日 至 2020年 2月12日） 第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,564,732円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（91,410,766円）、および分配準備積立金（193,178,502円）より、分配対象収益は292,154,000円（1万口当たり2,580.34円）であり、うち3,396,660円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 2月13日 至 2020年 3月12日） 第125計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,015,807円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（90,635,307円）、および分配準備積立金（193,754,210円）より、分配対象収益は291,405,324円（1万口当たり2,613.27円）であり、うち3,345,265円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

(自 2019年 9月13日 至 2019年10月15日)	(自 2020年 3月13日 至 2020年 4月13日)
第120計算期間末における費用控除後の配当等 収益(7,192,179円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(90,782,337円)、および分配準備積 立金(188,886,895円)より、分配対象収益は 286,861,411円(1万口当たり2,441.81円)で あり、うち3,524,347円(1万口当たり30円) を分配金額としております。	第126計算期間末における費用控除後の配当等 収益(6,032,039円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(83,383,111円)、および分配準備積 立金(178,807,159円)より、分配対象収益は 268,222,309円(1万口当たり2,642.73円)で あり、うち3,044,819円(1万口当たり30円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定21期 (2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定20期（自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,309,941円
親投資信託受益証券	347円
合計	5,310,288円

特定21期（自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	71,166,308円
親投資信託受益証券	348円
合計	71,166,656円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定20期 （2019年10月15日現在）	特定21期 （2020年 4月13日現在）
期首元本額	1,172,667,818円	1,174,782,439円

期中追加設定元本額	37,807,080円	32,794,766円
期中一部解約元本額	35,692,459円	192,637,244円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)	131,061.34	337,220,827	
投資信託受益証券合計		131,061.34	337,220,827	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	3,481,087	
親投資信託受益証券合計		3,474,833	3,481,087	
合計			340,701,914	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	32,635,298
コール・ローン	62,881,482	22,686,436
投資信託受益証券	1,953,473,201	1,559,345,566
親投資信託受益証券	12,073,753	12,067,730
流動資産合計	2,028,428,436	1,626,735,030
資産合計	2,028,428,436	1,626,735,030
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,756,667	8,187,406
未払解約金	13,167,449	16,063
未払受託者報酬	49,386	39,067
未払委託者報酬	1,916,163	1,515,818
未払利息	127	61
その他未払費用	12,175	14,358
流動負債合計	23,901,967	9,772,773
負債合計	23,901,967	9,772,773
純資産の部		
元本等		
元本	2,189,166,938	2,046,851,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	184,640,469	429,889,296
元本等合計	2,004,526,469	1,616,962,257
純資産合計	2,004,526,469	1,616,962,257
負債純資産合計	2,028,428,436	1,626,735,030

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
営業収益		
受取配当金	100,493,304	87,359,733
有価証券売買等損益	151,242,846	285,133,658
営業収益合計	50,749,542	197,773,925
営業費用		
支払利息	18,255	15,383
受託者報酬	287,977	263,429
委託者報酬	11,173,473	10,221,118
その他費用	80,951	71,793
営業費用合計	11,560,656	10,571,723
営業利益又は営業損失()	62,310,198	208,345,648
経常利益又は経常損失()	62,310,198	208,345,648
当期純利益又は当期純損失()	62,310,198	208,345,648
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	165,289	3,199,162
期首剰余金又は期首欠損金()	47,802,716	184,640,469
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,448,231	17,308,650
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,448,231	17,308,650
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,468,197	6,706,267
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,468,197	6,706,267
分配金	80,672,878	50,704,724
期末剰余金又は期末欠損金()	184,640,469	429,889,296

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定21期	
	自 2019年10月16日	至 2020年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い</p> <p>当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2019年10月16日から2020年 4月13日までとなっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)		特定21期 (2020年 4月13日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	2,189,166,938口		2,046,851,553口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	184,640,469円	元本の欠損	429,889,296円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9157円	1口当たり純資産額	0.7900円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,157円)	(10,000口当たりの純資産額)	7,900円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
分配金の計算過程	<p>（自 2019年 4月13日 至 2019年 5月13日） 第115計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,129,086円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（488,116,734円）、および分配準備積立金（447,473,916円）より、分配対象収益は951,719,736円（1万口当たり4,219.39円）であり、うち15,789,014円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 5月14日 至 2019年 6月12日） 第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,964,549円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（490,015,539円）、および分配準備積立金（444,142,215円）より、分配対象収益は950,122,303円（1万口当たり4,220.56円）であり、うち15,758,155円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 6月13日 至 2019年 7月12日） 第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,905,098円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（492,422,605円）、および分配準備積立金（441,914,294円）より、分配対象収益は950,241,997円（1万口当たり4,221.21円）であり、うち15,757,686円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 7月13日 至 2019年 8月13日） 第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,294,199円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（492,066,156円）、および分配準備積立金（437,402,950円）より、分配対象収益は943,763,305円（1万口当たり4,215.09円）であり、うち15,673,022円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 8月14日 至 2019年 9月12日） 第119計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,794,009円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（492,768,000円）、および分配準備積立金（433,490,930円）より、分配対象収益は942,052,939円（1万口当たり4,215.76円）であり、うち8,938,334円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 2019年10月16日 至 2019年11月12日） 第121計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,409,294円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（489,099,077円）、および分配準備積立金（432,557,435円）より、分配対象収益は936,065,806円（1万口当たり4,264.00円）であり、うち8,781,053円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年11月13日 至 2019年12月12日） 第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,978,567円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（480,374,344円）、および分配準備積立金（427,000,220円）より、分配対象収益は920,353,131円（1万口当たり4,284.43円）であり、うち8,592,471円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年12月13日 至 2020年 1月14日） 第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,357,291円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（478,853,229円）、および分配準備積立金（423,072,784円）より、分配対象収益は916,283,304円（1万口当たり4,312.01円）であり、うち8,499,784円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 1月15日 至 2020年 2月12日） 第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,603,640円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（469,721,560円）、および分配準備積立金（418,874,009円）より、分配対象収益は901,199,209円（1万口当たり4,332.61円）であり、うち8,320,123円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 2月13日 至 2020年 3月12日） 第125計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,626,449円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（476,379,130円）、および分配準備積立金（416,947,111円）より、分配対象収益は905,952,690円（1万口当たり4,353.48円）であり、うち8,323,887円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>

(自 2019年 9月13日 至 2019年10月15日)	(自 2020年 3月13日 至 2020年 4月13日)
第120計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,701,257円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(484,834,612円)、および分配準備積立金(429,317,181円)より、分配対象収益は927,853,050円(1万口当たり4,238.36円)であり、うち8,756,667円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	第126計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,223,921円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(469,951,128円)、および分配準備積立金(412,964,070円)より、分配対象収益は895,139,119円(1万口当たり4,373.24円)であり、うち8,187,406円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定21期 (2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定20期(自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,306,942円
親投資信託受益証券	1,205円
合計	7,305,737円

特定21期(自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	146,471,008円
親投資信託受益証券	1,205円
合計	146,472,213円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
期首元本額	2,274,509,059円	2,189,166,938円

期中追加設定元本額	74,433,145円	85,965,279円
期中一部解約元本額	159,775,266円	228,280,664円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	237,777.61	1,559,345,566	
投資信託受益証券合計		237,777.61	1,559,345,566	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	12,067,730	
親投資信託受益証券合計		12,046,048	12,067,730	
合計			1,571,413,296	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	162,417,922
コール・ローン	369,657,379	112,904,863
投資信託受益証券	10,231,157,183	7,861,617,674
親投資信託受益証券	50,115,000	50,090,000
流動資産合計	10,650,929,562	8,187,030,459
資産合計	10,650,929,562	8,187,030,459
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	58,953,558	58,369,981
未払解約金	45,942,122	11,844,636
未払受託者報酬	260,771	190,193
未払委託者報酬	10,117,795	7,379,446
未払利息	749	306
その他未払費用	64,650	68,319
流動負債合計	115,339,645	77,852,881
負債合計	115,339,645	77,852,881
純資産の部		
元本等		
元本	19,651,186,160	19,456,660,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	9,115,596,243	11,347,483,084
元本等合計	10,535,589,917	8,109,177,578
純資産合計	10,535,589,917	8,109,177,578
負債純資産合計	10,650,929,562	8,187,030,459

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
営業収益		
受取配当金	445,103,664	386,514,288
有価証券売買等損益	853,255,396	2,329,564,509
営業収益合計	408,151,732	1,943,050,221
営業費用		
支払利息	92,235	88,008
受託者報酬	1,474,828	1,370,081
委託者報酬	57,223,179	53,159,064
その他費用	410,933	375,934
営業費用合計	59,201,175	54,993,087
営業利益又は営業損失()	467,352,907	1,998,043,308
経常利益又は経常損失()	467,352,907	1,998,043,308
当期純利益又は当期純損失()	467,352,907	1,998,043,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,310,013	15,885,793
期首剰余金又は期首欠損金()	7,852,789,201	9,115,596,243
剰余金増加額又は欠損金減少額	554,789,981	860,131,160
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	554,789,981	860,131,160
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	848,250,076	758,678,892
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	848,250,076	758,678,892
分配金	505,304,053	351,181,594
期末剰余金又は期末欠損金()	9,115,596,243	11,347,483,084

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	特定21期	
	自 2019年10月16日	至 2020年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い</p> <p>当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2019年10月16日から2020年 4月13日までとなっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	特定20期		特定21期	
	(2019年10月15日現在)		(2020年 4月13日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	19,651,186,160口		19,456,660,662口	
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	9,115,596,243円	元本の欠損	11,347,483,084円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.5361円	1口当たり純資産額	0.4168円
	(10,000口当たりの純資産額)	5,361円	(10,000口当たりの純資産額)	4,168円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
分配金の計算過程	<p>（自 2019年 4月13日 至 2019年 5月13日） 第115計算期間末における費用控除後の配当等 収益（66,932,802円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,365,738,297円）、および分配準 備積立金（1,436,390,222円）より、分配対象 収益は4,869,061,321円（1万口当たり 2,576.65円）であり、うち94,484,272円（1万 口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 5月14日 至 2019年 6月12日） 第116計算期間末における費用控除後の配当等 収益（66,276,018円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,409,525,763円）、および分配準 備積立金（1,392,658,374円）より、分配対象 収益は4,868,460,155円（1万口当たり 2,561.59円）であり、うち95,027,734円（1万 口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 6月13日 至 2019年 7月12日） 第117計算期間末における費用控除後の配当等 収益（70,030,399円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,568,993,734円）、および分配準 備積立金（1,355,258,802円）より、分配対象 収益は4,994,282,935円（1万口当たり 2,547.43円）であり、うち98,025,562円（1万 口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 7月13日 至 2019年 8月13日） 第118計算期間末における費用控除後の配当等 収益（65,442,859円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,626,911,532円）、および分配準 備積立金（1,320,431,234円）より、分配対象 収益は5,012,785,625円（1万口当たり 2,530.49円）であり、うち99,047,602円（1万 口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 8月14日 至 2019年 9月12日） 第119計算期間末における費用控除後の配当等 収益（71,752,050円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,667,514,715円）、および分配準 備積立金（1,274,290,369円）より、分配対象 収益は5,013,557,134円（1万口当たり 2,516.60円）であり、うち59,765,325円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 2019年10月16日 至 2019年11月12日） 第121計算期間末における費用控除後の配当等 収益（63,637,999円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,594,815,549円）、および分配準 備積立金（1,234,754,724円）より、分配対象 収益は4,893,208,272円（1万口当たり 2,518.91円）であり、うち58,277,171円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年11月13日 至 2019年12月12日） 第122計算期間末における費用控除後の配当等 収益（58,145,674円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,620,931,908円）、および分配準 備積立金（1,223,387,564円）より、分配対象 収益は4,902,465,146円（1万口当たり 2,518.78円）であり、うち58,390,278円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年12月13日 至 2020年 1月14日） 第123計算期間末における費用控除後の配当等 収益（62,206,482円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,598,926,167円）、および分配準 備積立金（1,203,292,906円）より、分配対象 収益は4,864,425,555円（1万口当たり 2,521.04円）であり、うち57,885,574円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 1月15日 至 2020年 2月12日） 第124計算期間末における費用控除後の配当等 収益（57,460,668円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,755,419,796円）、および分配準 備積立金（1,180,534,950円）より、分配対象 収益は4,993,415,414円（1万口当たり 2,520.05円）であり、うち59,444,079円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 2月13日 至 2020年 3月12日） 第125計算期間末における費用控除後の配当等 収益（53,263,014円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（3,719,204,425円）、および分配準 備積立金（1,162,535,922円）より、分配対象 収益は4,935,003,361円（1万口当たり 2,517.23円）であり、うち58,814,511円（1万 口当たり30円）を分配金額としております。</p>

(自 2019年 9月13日 至 2019年10月15日)	(自 2020年 3月13日 至 2020年 4月13日)
第120計算期間末における費用控除後の配当等 収益(57,919,213円)、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収 益調整金(3,628,452,356円)、および分配準 備積立金(1,258,207,221円)より、分配対象 収益は4,944,578,790円(1万口当たり 2,516.15円)であり、うち58,953,558円(1万 口当たり30円)を分配金額としております。	第126計算期間末における費用控除後の配当等 収益(50,035,214円)、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収 益調整金(3,694,388,337円)、および分配準 備積立金(1,144,949,997円)より、分配対象 収益は4,889,373,548円(1万口当たり 2,512.94円)であり、うち58,369,981円(1万 口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定21期 (2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定20期（自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	110,402,946円
親投資信託受益証券	5,000円
合計	110,407,946円

特定21期（自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	970,427,457円
親投資信託受益証券	5,000円
合計	970,432,457円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定20期 （2019年10月15日現在）	特定21期 （2020年 4月13日現在）
期首元本額	18,985,791,409円	19,651,186,160円

期中追加設定元本額	1,900,689,606円	1,650,645,759円
期中一部解約元本額	1,235,294,855円	1,845,171,257円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	1,444,088.47	7,861,617,674	
投資信託受益証券合計		1,444,088.47	7,861,617,674	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	50,000,000	50,090,000	
親投資信託受益証券合計		50,000,000	50,090,000	
合計			7,911,707,674	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	120,822,808
コール・ローン	310,526,914	83,990,009
投資信託受益証券	9,568,314,689	7,619,418,650
親投資信託受益証券	11,025,300	11,019,800
流動資産合計	9,889,866,903	7,835,251,267
資産合計	9,889,866,903	7,835,251,267
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,548,184	24,843,685
未払解約金	57,456,769	3,731,462
未払受託者報酬	242,938	189,414
未払委託者報酬	9,425,962	7,349,246
未払利息	629	227
その他未払費用	60,234	65,176
流動負債合計	93,734,716	36,179,210
負債合計	93,734,716	36,179,210
純資産の部		
元本等		
元本	13,274,092,325	12,421,842,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,477,960,138	4,622,770,486
元本等合計	9,796,132,187	7,799,072,057
純資産合計	9,796,132,187	7,799,072,057
負債純資産合計	9,889,866,903	7,835,251,267

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
営業収益		
受取配当金	318,984,527	290,126,869
有価証券売買等損益	39,229,619	1,468,901,539
営業収益合計	279,754,908	1,178,774,670
営業費用		
支払利息	81,093	67,319
受託者報酬	1,376,359	1,267,185
委託者報酬	53,402,791	49,166,597
その他費用	376,226	339,520
営業費用合計	55,236,469	50,840,621
営業利益又は営業損失()	224,518,439	1,229,615,291
経常利益又は経常損失()	224,518,439	1,229,615,291
当期純利益又は当期純損失()	224,518,439	1,229,615,291
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,786,417	11,482,296
期首剰余金又は期首欠損金()	3,594,503,266	3,477,960,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	204,410,086	305,370,372
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	204,410,086	305,370,372
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,103,216	77,745,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,103,216	77,745,039
分配金	215,495,764	154,302,686
期末剰余金又は期末欠損金()	3,477,960,138	4,622,770,486

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定21期	
	自 2019年10月16日	至 2020年 4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2019年10月16日から2020年 4月13日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)		特定21期 (2020年 4月13日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	13,274,092,325口		12,421,842,543口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	3,477,960,138円	元本の欠損	4,622,770,486円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.7380円	1口当たり純資産額	0.6279円
	(10,000口当たりの純資産額	7,380円)	(10,000口当たりの純資産額	6,279円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定20期 自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
分配金の計算過程	<p>（自 2019年 4月13日 至 2019年 5月13日） 第115計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,337,771円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（234,974,532円）、および分配準備積立金（771,847,712円）より、分配対象収益は1,052,160,015円（1万口当たり768.67円）であり、うち41,062,861円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 5月14日 至 2019年 6月12日） 第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,807,883円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（234,614,783円）、および分配準備積立金（770,903,995円）より、分配対象収益は1,056,326,661円（1万口当たり776.00円）であり、うち40,836,161円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 6月13日 至 2019年 7月12日） 第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,515,983円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（232,048,109円）、および分配準備積立金（769,498,731円）より、分配対象収益は1,051,062,823円（1万口当たり782.89円）であり、うち40,275,446円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 7月13日 至 2019年 8月13日） 第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,974,770円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（231,862,187円）、および分配準備積立金（773,796,755円）より、分配対象収益は1,049,633,712円（1万口当たり785.83円）であり、うち40,070,032円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年 8月14日 至 2019年 9月12日） 第119計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,363,218円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（238,549,278円）、および分配準備積立金（770,629,420円）より、分配対象収益は1,052,541,916円（1万口当たり788.30円）であり、うち26,703,080円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 2019年10月16日 至 2019年11月12日） 第121計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,552,407円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（244,600,952円）、および分配準備積立金（781,362,860円）より、分配対象収益は1,068,516,219円（1万口当たり811.53円）であり、うち26,332,570円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年11月13日 至 2019年12月12日） 第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,831,584円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（254,446,466円）、および分配準備積立金（792,694,812円）より、分配対象収益は1,087,972,862円（1万口当たり822.40円）であり、うち26,457,828円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2019年12月13日 至 2020年 1月14日） 第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,479,009円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（250,452,842円）、および分配準備積立金（786,749,777円）より、分配対象収益は1,081,681,628円（1万口当たり836.83円）であり、うち25,851,206円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 1月15日 至 2020年 2月12日） 第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,737,769円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（248,505,919円）、および分配準備積立金（796,740,437円）より、分配対象収益は1,088,984,125円（1万口当たり851.01円）であり、うち25,592,064円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自 2020年 2月13日 至 2020年 3月12日） 第125計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,270,443円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（248,170,562円）、および分配準備積立金（800,027,191円）より、分配対象収益は1,087,468,196円（1万口当たり862.19円）であり、うち25,225,333円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>

(自 2019年 9月13日 至 2019年10月15日)	(自 2020年 3月13日 至 2020年 4月13日)
第120計算期間末における費用控除後の配当等収益(41,023,513円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(243,889,115円)、および分配準備積立金(775,999,817円)より、分配対象収益は1,060,912,445円(1万口当たり799.22円)であり、うち26,548,184円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	第126計算期間末における費用控除後の配当等収益(38,551,264円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(245,281,863円)、および分配準備積立金(800,889,693円)より、分配対象収益は1,084,722,820円(1万口当たり873.22円)であり、うち24,843,685円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	特定21期 (2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定20期（自 2019年 4月13日 至 2019年10月15日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	90,026,101円
親投資信託受益証券	1,100円
合計	90,027,201円

特定21期（自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	923,425,984円
親投資信託受益証券	1,100円
合計	923,427,084円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定21期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定20期 (2019年10月15日現在)	特定21期 (2020年 4月13日現在)
期首元本額	13,695,479,870円	13,274,092,325円

期中追加設定元本額	367,616,444円	291,912,532円
期中一部解約元本額	789,003,989円	1,144,162,314円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	1,154,282.48	7,619,418,650	
投資信託受益証券合計		1,154,282.48	7,619,418,650	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	11,000,000	11,019,800	
親投資信託受益証券合計		11,000,000	11,019,800	
合計			7,630,438,450	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)/(南アランド)/(中国元)/(豪ドル)/(円)は、それぞれ「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

マネープール・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(2019年10月15日現在)	(2020年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	123,849,839,800
コール・ローン	15,762,448,146	86,094,250,414
国債証券	20,001,750,000	-
地方債証券	20,497,739,409	92,196,672,139
特殊債券	34,519,040,739	29,156,700,248
現先取引勘定	320,217,848,000	-
未収利息	120,148,978	158,395,212
前払費用	39,113,198	26,701,292

	(2019年10月15日現在)	(2020年 4月13日現在)
流動資産合計	411,158,088,470	331,482,559,105
資産合計	411,158,088,470	331,482,559,105
負債の部		
流動負債		
未払利息	31,956	233,515
その他未払費用	1,074,792	21,194,174
流動負債合計	1,106,748	21,427,689
負債合計	1,106,748	21,427,689
純資産の部		
元本等		
元本	410,225,615,973	330,880,146,360
剰余金		
剰余金又は欠損金()	931,365,749	580,985,056
元本等合計	411,156,981,722	331,461,131,416
純資産合計	411,156,981,722	331,461,131,416
負債純資産合計	411,158,088,470	331,482,559,105

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年10月15日現在)	(2020年 4月13日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	410,225,615,973口	330,880,146,360口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.0023円 10,023円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.0018円 10,018円)

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年 4月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(地方債証券、特殊債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年10月16日 至 2020年 4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2019年10月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	422,194,646,489円
同期中における追加設定元本額	4,987,779,953円
同期中における一部解約元本額	16,956,810,469円

2019年10月15日現在における元本の内訳	
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)	144,000,000円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)	3,474,833円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(中国元)	12,046,048円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)	50,000,000円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(円)	11,000,000円
三井住友・公益債券投信(毎月決算型)	8,874,310円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジ型)	4,305,812円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ノーヘッジ型)	1,026,625円
北米エネルギーファンド(毎月決算型)	9,964,130円
北米エネルギーファンド(年2回決算型)	996,413円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	941,890円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジなし)	39,857円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジあり)	239,199円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジなし)	39,857円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジあり)	229,232円
B N P パリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)	1,485,087円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)	279,064円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)	1,275,775円
米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)	1,953,537円
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)	2,960,215円
三井住友・D C ターゲットイヤーファンド2050	398,229円
S M A M ・ アセットバランスファンドV A 2 5 L 3 < 適格機関投資家限定 >	409,960,127,684円
合計	410,225,615,973円

(2020年 4月13日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	410,225,615,973円
同期中における追加設定元本額	19,465,442,654円
同期中における一部解約元本額	98,810,912,267円
2020年 4月13日現在における元本の内訳	
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)	144,000,000円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)	3,474,833円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(中国元)	12,046,048円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)	50,000,000円
S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(円)	11,000,000円
三井住友・公益債券投信(毎月決算型)	8,874,310円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジ型)	4,305,812円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ノーヘッジ型)	1,026,625円
北米エネルギーファンド(毎月決算型)	9,964,130円
北米エネルギーファンド(年2回決算型)	996,413円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	941,890円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジなし)	39,857円

アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジあり)	239,199円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジなし)	39,857円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジあり)	229,232円
B N Pパリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)	1,485,087円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)	279,064円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)	1,275,775円
米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)	1,953,537円
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)	2,960,215円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2050	897,182円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2060	329,342円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L 3 <適格機関投資家限定>	330,613,829,776円
合計	330,880,146,360円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第5回東京都公募公債(7年)	200,000,000	200,422,000	
	第684回東京都公募公債	100,000,000	100,226,000	
	第685回東京都公募公債	600,000,000	601,212,000	
	第686回東京都公募公債	100,000,000	100,192,000	
	第689回東京都公募公債	100,000,000	100,454,000	
	第690回東京都公募公債	500,000,000	504,290,000	
	第691回東京都公募公債	500,000,000	504,120,000	
	第692回東京都公募公債	600,000,000	605,394,000	
	第693回東京都公募公債	100,000,000	101,257,000	
	第694回東京都公募公債	1,210,600,000	1,225,478,274	
	第695回東京都公募公債	200,000,000	202,180,000	
	第11回2号宮城県公募公債(5年)	2,580,000,000	2,581,109,400	

平成22年度第5回静岡県公募公債	400,000,000	401,016,000	
平成22年度第6回静岡県公募公債	200,000,000	200,630,000	
平成22年度第8回静岡県公募公債	266,000,000	267,002,820	
平成22年度第9回静岡県公募公債	300,000,000	301,473,000	
平成22年度第11回静岡県公募公債	1,523,910,000	1,533,129,655	
平成22年度第13回静岡県公募公債	301,000,000	304,657,150	
平成27年度第2回静岡県公募公債(5年)	3,500,000,000	3,500,070,000	
平成27年度第4回静岡県公募公債(5年)	700,000,000	700,161,000	
平成27年度第9回静岡県公募公債(5年)	5,510,000,000	5,511,653,000	
平成22年度第3回愛知県公募公債(10年)	500,000,000	500,820,000	
平成22年度第5回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,262,000	
平成22年度第9回愛知県公募公債(10年)	360,000,000	361,879,200	
平成22年度第15回愛知県公募公債(10年)	150,000,000	151,345,500	
平成22年度第16回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,964,000	
平成22年度第19回愛知県公募公債(10年)	200,000,000	202,630,000	
平成25年度第13回愛知県公募公債(7年)	100,000,000	100,205,000	
平成26年度第2回愛知県公募公債(7年)	900,000,000	903,024,000	
平成27年度第4回愛知県公募公債(5年)	900,000,000	900,126,000	
平成22年度第1回広島県公募公債	300,000,000	300,483,000	
平成22年度第3回広島県公募公債	100,000,000	100,471,000	
平成22年度第6回広島県公募公債	506,000,000	510,887,960	
平成27年度第6回広島県公募公債(5年)	4,310,000,000	4,310,862,000	
平成22年度第1回埼玉県公募公債	200,000,000	200,116,000	
平成22年度第2回埼玉県公募公債	690,000,000	691,090,200	
平成22年度第3回埼玉県公募公債	100,000,000	100,252,000	
平成22年度第4回埼玉県公募公債	300,000,000	300,993,000	
平成22年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	100,485,000	
平成22年度第10回埼玉県公募公債	200,000,000	201,952,000	
平成22年度第11回埼玉県公募公債	100,000,000	101,088,000	
平成27年度第2回埼玉県公募公債(5年)	4,551,000,000	4,551,000,000	
平成27年度第10回埼玉県公募公債(5年)	5,200,000,000	5,201,040,000	
平成22年度第8回福岡県公募公債	320,000,000	322,812,800	
平成22年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	100,240,000	
平成27年度第2回福岡県公募公債	4,800,000,000	4,801,728,000	

	平成27年度第8回福岡県公募公債	5,870,000,000	5,873,169,800	
	平成27年度第1回奈良県公募公債	3,440,000,000	3,441,513,600	
	平成22年度第1回大阪市公募公債	100,000,000	100,162,000	
	平成22年度第3回大阪市公募公債	200,000,000	200,636,000	
	平成27年度第1回大阪市公募公債(5年)	800,000,000	800,008,000	
	平成27年度第5回大阪市公募公債(5年)	5,000,000,000	5,002,150,000	
	平成27年度第7回大阪市公募公債(5年)	5,000,000,000	5,002,750,000	
	第1回名古屋市公募公債(7年)	400,000,000	400,440,000	
	第22回名古屋市公募公債(5年)	6,400,000,000	6,402,688,000	
	第471回名古屋市公募公債(10年)	400,000,000	400,912,000	
	第473回名古屋市公募公債(10年)	291,000,000	293,496,780	
	第2回京都市公募公債(7年)	1,000,000,000	1,002,930,000	
	平成27年度第3回京都市公募公債	3,900,000,000	3,901,872,000	
	平成27年度第6回京都市公募公債	3,200,000,000	3,199,712,000	
	平成22年度第1回神戸市公募公債	100,000,000	100,027,000	
	平成27年度第6回神戸市公募公債(5年)	3,200,000,000	3,201,152,000	
	平成22年度第1回横浜市公募公債	300,000,000	300,459,000	
	平成22年度第5回横浜市公募公債	600,000,000	604,908,000	
	第43回横浜市公募公債(5年)	5,000,000,000	5,002,050,000	
	平成27年度第3回福井県公募公債	1,900,000,000	1,900,817,000	
	平成22年度第1回岡山県公募公債(10年)	300,000,000	301,935,000	
地方債証券合計		92,079,510,000	92,196,672,139	
特殊債券	第9回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	349,000,000	350,514,660	
	第24回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	100,095,000	
	第25回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	300,000,000	300,327,000	
	第27回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	200,232,000	
	第2回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	607,752,000	
	第6回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	508,430,000	
	第104回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,066,000	
	第107回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	696,800,000	697,963,656	

第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,966,300,000	2,974,724,292	
第112回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,325,000,000	3,336,205,250	
第115回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,121,000,000	3,133,296,740	
第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,533,000,000	1,540,343,070	
第120回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,669,200,000	3,687,876,228	
第122回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,121,000,000	1,127,580,270	
第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,038,500,000	2,056,275,720	
第126回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	350,000,000	353,430,000	
第129回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	765,000,000	773,223,750	
第132回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	310,000,000	313,840,900	
第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	588,600,000	596,793,312	
第344回政府保証道路債券	1,000,000,000	1,004,150,000	
第1回政府保証公営企業債券(15年)	600,000,000	601,872,000	
第11回政府保証地方公共団体金融機構債券	380,000,000	380,057,000	
第12回政府保証地方公共団体金融機構債券	515,000,000	515,731,300	
第13回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,218,000	
第14回政府保証地方公共団体金融機構債券	400,000,000	401,176,000	
第14回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	950,000,000	950,389,500	
第15回政府保証地方公共団体金融機構債券	143,000,000	143,494,780	
第15回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	260,000,000	260,475,800	
第16回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	301,302,000	
第17回政府保証地方公共団体金融機構債券	306,000,000	307,487,160	
第19回政府保証地方公共団体金融機構債券	600,000,000	604,950,000	
第22回政府保証地方公共団体金融機構債券	322,000,000	325,905,860	
第33回政府保証日本政策金融公庫債券	400,000,000	400,384,000	
第34回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,137,000	
特殊債券合計	29,009,400,000	29,156,700,248	

合計		121,353,372,387
----	--	-----------------

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

2020年 4月30日現在

資産総額	15,522,967,727円
負債総額	44,405,412円
純資産総額(-)	15,478,562,315円
発行済口数	85,983,061,214口
1口当たり純資産額(/)	0.1800円
(1万口当たり純資産額)	(1,800円)

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

2020年 4月30日現在

資産総額	345,026,097円
負債総額	476,715円
純資産総額(-)	344,549,382円
発行済口数	1,018,787,214口
1口当たり純資産額(/)	0.3382円
(1万口当たり純資産額)	(3,382円)

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

2020年 4月30日現在

資産総額	1,580,666,445円
負債総額	1,798,986円
純資産総額(-)	1,578,867,459円
発行済口数	2,022,417,741口
1口当たり純資産額(/)	0.7807円
(1万口当たり純資産額)	(7,807円)

S M B C・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

2020年 4月30日現在

資産総額	8,335,112,981円
負債総額	4,538,926円

純資産総額（ - ）	8,330,574,055円
発行済口数	19,478,477,321口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4277円
（1万口当たり純資産額）	（4,277円）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

2020年 4月30日現在

資産総額	7,864,154,024円
負債総額	14,330,153円
純資産総額（ - ）	7,849,823,871円
発行済口数	12,398,981,460口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6331円
（1万口当たり純資産額）	（6,331円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2020年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2020年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	749	7,160,364
単体型株式投資信託	123	569,027
追加型公社債投資信託	1	28,432
単体型公社債投資信託	183	455,190
合計	1,056	8,213,015

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託	20,011	300,021
前払費用	476,456	515,226
未収入金	64,856	602,605
未収委託者報酬	6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬	1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬	285,668	299,826
未収収益	44,150	37,702
その他の流動資産	31,771	40,119
流動資産合計	22,771,504	45,664,712
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	173,517	101,609
器具備品	751,471	783,224

土地	-	710
リース資産	-	968
建設仮勘定	-	66,498
有形固定資産合計	924,988	953,010
無形固定資産		
ソフトウェア	479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定	183,528	508,733
のれん	-	34,397,824
顧客関連資産	-	17,785,166
電話加入権	44	12,739
商標権	60	54
無形固定資産合計	663,501	53,613,651
投資その他の資産		
投資有価証券	10,829,628	19,436,480
関係会社株式	10,252,067	11,246,398
長期差入保証金	2,004,451	2,523,637
長期前払費用	97,107	113,852
会員権	7,819	90,479
繰延税金資産	1,426,381	-
貸倒引当金	-	20,750
投資その他の資産合計	24,617,457	33,390,098
固定資産合計	26,205,946	87,956,760
資産合計	48,977,450	133,621,473

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金		
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	-	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,151
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,951
流動負債合計	11,249,395	11,051,125
固定負債		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	-	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
固定負債合計	3,428,751	8,451,038
負債合計	14,678,146	19,502,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		

資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	-	81,927,000
資本剰余金合計	8,628,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
利益剰余金合計	23,076,258	21,185,470
株主資本計	33,705,242	113,741,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
評価・換算差額等合計	594,061	377,855
純資産合計	34,299,304	114,119,309
負債・純資産合計	48,977,450	133,621,473

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		39,156,499		54,615,133
運用受託報酬		6,277,217		9,389,058
投資助言報酬		1,332,888		1,303,595
その他営業収益				
サービス支援手数料		182,502		181,061
その他		49,507		32,421
営業収益計		46,998,614		65,521,269
営業費用				
支払手数料		18,499,433		24,888,040
広告宣伝費		361,696		447,024
公告費		125		-
調査費				
調査費		1,752,905		3,214,679
委託調査費		6,050,441		7,702,309
営業雑経費				
通信費		46,551		70,007
印刷費		338,465		612,249
協会費		24,700		45,117
諸会費		23,756		32,199
情報機器関連費		2,872,416		4,349,174
販売促進費		49,118		68,688
その他		148,307		154,201
営業費用合計		30,167,918		41,583,691
一般管理費				
給料				
役員報酬		190,951		264,325
給料・手当		6,308,066		9,789,691
賞与		514,259		914,702
賞与引当金繰入額		1,235,936		1,726,013
交際費		27,802		30,898
寄付金		82		2,022

事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	-	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
一般管理費合計	10,822,651	22,414,658
営業利益	6,008,044	1,522,919

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	-	778,113
受取利息	623	947
時効成立分配金・償還金	72	1,041
原稿・講演料	1,951	2,061
投資有価証券償還益	289,451	6,398
投資有価証券売却益	7,247	24,206
雑収入	36,408	53,484
営業外収益合計	335,754	866,254
営業外費用		
為替差損	15,760	72,457
投資有価証券償還損	13,668	129,006
投資有価証券売却損	14,605	12,906
雑損失	7,027	8,334
営業外費用合計	51,061	222,704
経常利益	6,292,738	2,166,469
特別利益		
過去勤務費用償却益	79,850	-
特別利益合計	79,850	
特別損失		
固定資産除却損	1 1,462	110,668
関係会社株式評価損	160,455	-
合併関連費用	2 187,140	42,800
本社移転費用	3 -	133,168
減損損失	4 -	46,417
特別損失合計	349,058	333,054
税引前当期純利益	6,023,530	1,833,414
法人税、住民税及び事業税	1,750,031	1,874,278
法人税等調整額	90,084	619,676
法人税等合計	1,840,116	1,254,602
当期純利益	4,183,413	578,811

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	
当期変動額								
剰余金の配当							9,489,438	
当期純利益							4,183,413	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024	
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	-千円	1,452千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、

2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	174,854千円	132,559千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	-千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	-千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	102,695千円

2 合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

3 本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

4 減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当社は2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2018年11月1日を効力発生日としておりますので、2019年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2019年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019年 1月31日	2019年 3月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2019年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年6月29日開催の第35回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	597,239	1,618,641
1年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	45,369
合計	298	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,252,067	11,246,398
合計	10,252,067	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

728,127	7,247	14,605
---------	-------	--------

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	3,658	195
退職給付の支払額	85,082	349,050
過去勤務費用の発生額	79,850	-
合併による発生額	-	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	267,362	492,511
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,658	195
過去勤務費用償却益	79,850	-
その他	199,849	304,842

確定給付制度に係る退職給付費用	383,703	797,158
-----------------	---------	---------

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度156,457千円、当事業年度248,932千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	-	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額(注)	51,729	193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768
繰延税金負債		
無形固定資産	-	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産(負債)の純額	1,426,381	2,963,538

(注) 評価性引当額が141,756千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.8	3.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	1.4	0.5
のれん償却費	-	44.1

その他	0.4	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	68.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,944.40円	3,369.33円
1株当たり当期純利益金額	237.15円	17.09円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 2. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり情報については、当該株式分割を2019年3月期の期首(2018年4月1日)に行ったものと仮定して、
 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,183,413	578,811
期中平均株式数(株)	17,640,000	33,870,060

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2018年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
 事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

2019年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はE Y トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w C アドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

37,043,811千円

(2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

(参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 榮 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（1）貸借対照表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
資産の部		

流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173

退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540

協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
			資本剰余金	その他利益剰余金

		資本準備金	合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
利益剰余金 合計					
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
利益剰余金 合計					
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2～30年 器具備品 4～15年</p> <p>（会計上の見積りの変更） 当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

(貸借対照表関係)

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

(損益計算書関係)

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------	---------------------	-----	-------

平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日
----------------------	----------	-----------	-----------	-----	------------	------------

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用（*）	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用（*）	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期（平成30年3月31日）	第47期（平成31年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期（平成30年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期（平成31年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期（平成31年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 45,071千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	第46期	第47期
	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965

繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,987,525	未払 手数料 料	573,578
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	1,969,101	未払 手数料 料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	4,328,153	未払 手数料 料	540,879
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	1,465,685	未払 手数料 料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

（重要な後発事象）

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2020年1月24日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

イ 受託会社

（イ）名称

三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額

342,037百万円（2020年3月末現在）

（ハ）事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社*
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2020年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

*日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

□ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、2020年3月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当ありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
 - 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
 - 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
 - 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅野 雅子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB C・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)の2019年10月16日から2020年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB C・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)の2020年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅野 雅子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の2019年10月16日から2020年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の2020年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の2019年10月16日から2020年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の2020年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB C・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)の2019年10月16日から2020年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB C・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)の2020年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅野 雅子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB C・日興ニューワールド債券ファンド(円)の2019年10月16日から2020年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB C・日興ニューワールド債券ファンド(円)の2020年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。